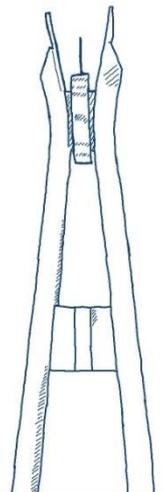
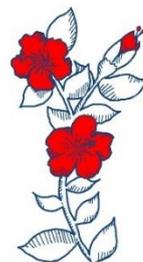
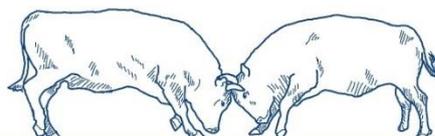
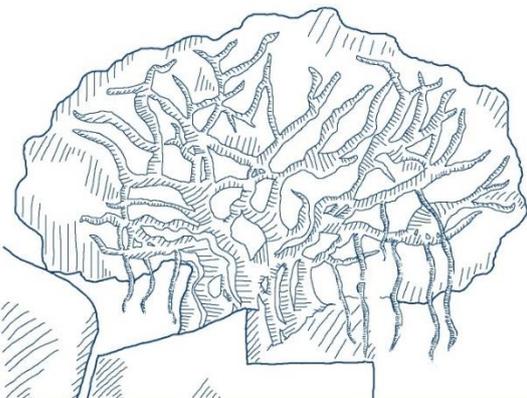


伊仙町

障がい者計画及び第7期障がい福祉計画 並びに第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
鹿児島県伊仙町



○「障害」の「害」の標記について

伊仙町では、すべての人々が社会の中で不自由ない生活や活動ができるような「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いが支え合い、いきいきと暮らせるような社会の実現をめざし、「障害」の標記については、「障がい」と標記しています。

ただし、国の法令や伊仙町以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名あるいは団体名等の固有名詞については変更していません。

はじめに



本町では、令和3年3月に「伊仙町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画並びに第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの種別や程度を問わず障がい者が、その有する能力や適性に応じ、自立した社会生活を送ることができるよう支援を行うとともに、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできるよう、障がい福祉施策の推進をまいりました。

今回の「伊仙町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画並びに第3期障がい児福祉計画」は、後継計画として策定し、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、地域の課題に対応した障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な提供体制を整備し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

策定にあたっては、障がい者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方や障害児通所支援を利用している方々を対象としたアンケート調査のほか、徳之島三町連携によるワークショップを開催し、アンケート調査から浮かび上がった課題に対する解決案検討等に取り組ましました。

引き続き、本計画に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための体制の整備を行い、本町における障がい福祉関連施策を計画的に推進し、基本理念である「障がいのある人もない人も共に生きる島づくり」を進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、伊仙町障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会委員をはじめ、アンケート調査や意見公募等に貴重なご意見、ご提言を賜りました町民の皆様、関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

伊仙町長 大久保 明

I 総論

第1 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと役割	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2 現状と今後の課題	5
1 総人口	5
2 障がい者の状況	5
3 障害福祉サービスの利用状況	8
4 障がい者を取り巻く主な課題	17
第3 計画の基本理念と施策体系	18
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策体系	20

II 伊仙町障がい者計画

第1 安心して生活できる支援体制づくり	21
1 保健・医療	21
2 生活支援サービス(福祉サービス)	23
3 相談・情報提供	25
第2 自立と社会参加の推進	28
1 雇用・就労	28
2 社会参加	29
第3 人にやさしい地域社会づくり	31
1 教育・育成	31
2 地域共生社会の実現に向けた取組	34
3 生活環境	36

III 伊仙町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1 サービス提供における基本的方針	39
第2 令和8年度の数値目標の設定	41
1 施設入所者の地域生活への移行	41
2 地域生活支援拠点等の機能の充実	41
3 福祉施設から一般就労への移行等	41

4	障がい児支援の提供体制の整備等	42
5	相談支援体制の充実・強化等	43
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	43
第3	指定障害福祉サービス見込量の設定(障がい福祉サービス・地域生活支援事業)	43
1	障害福祉サービス	43
2	障がい児支援に関するサービス	50
3	発達障がい者等に対する支援	51
4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	52
5	相談支援体制の充実・強化	52
6	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組み	53
7	地域生活支援事業	54

IV 計画の推進体制

1	計画の周知	58
2	計画の推進体制の確立	58
3	国・県及び近隣市町との連携	58
4	計画の評価・検討	58

V 資料編

1	策定委員会設置要綱	59
2	用語解説	61
3	ワークシート(徳之島三町ワークショップ)	64
4	事業所一覧	67

I 総論

第1 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

伊仙町障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画は、「障害者基本法」を基本とし、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」及び、「児童福祉法」の理念や制度の成り立ち等を踏まえながら、障がい者・児が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

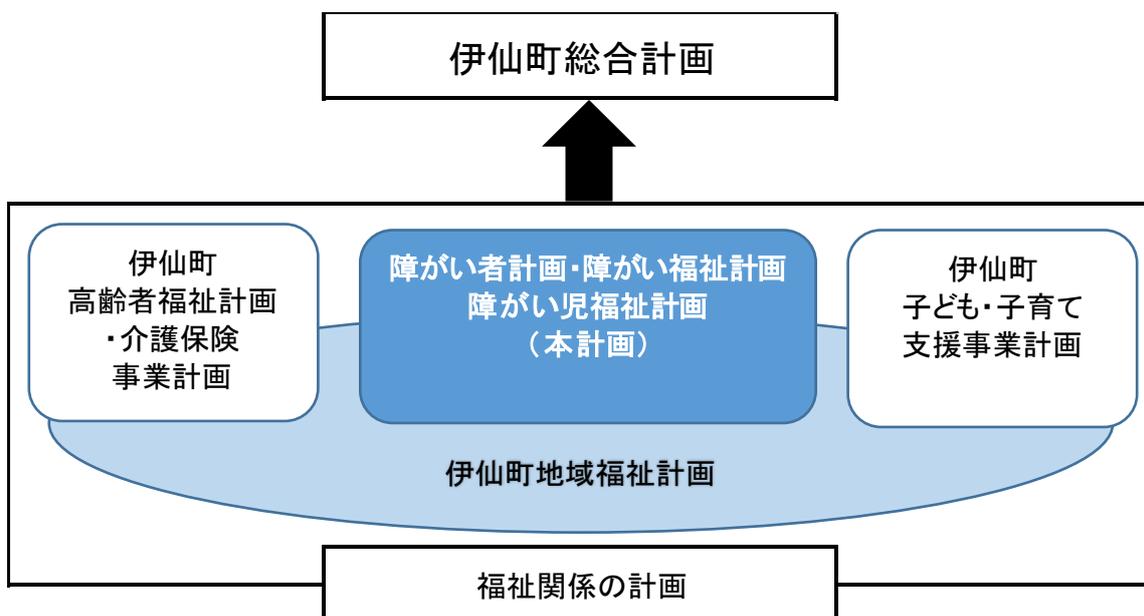
本町では、平成 19 年 3 月に、「障がい者計画及び障がい福祉計画」の策定を行い、以降、3年ごとに計画を策定してきたところです。

このたび、第6期計画の計画期間(令和3年度～令和5年度)が満了することに伴い、これまでの障害福祉サービスの利用実績や、目標値に対する進捗状況、障がい者の意見などを踏まえて新たな目標を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保等が計画的に図られるようにすることを目的として、障がい者計画及び第7期障がい福祉計画並びに第3期障がい児福祉計画を一体的に策定します。

2 計画の位置づけと役割

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。

また、本町政運営の最上位計画である「第5次伊仙町総合計画」(計画期間:平成 27 年度～36 年度)における障がい者福祉分野の部門別計画として位置づけられ、保健福祉分野の各計画と整合・調整を図りながら策定しています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする3年間とします。

ただし、障害者総合支援法等の改正や新制度の制定等、今後の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者計画	← (第4期) →		← (第5期) →			← 第6期計画 →			
障がい福祉計画	← (第5期) →		← (第6期) →			← 第7期計画 →			
障がい児福祉計画	← (第1期) →		← (第2期) →			← 第3期計画 →			

4 計画の策定体制

本計画の策定において、令和5年10月に障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)手帳所持者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

また、障がい者福祉関係団体等で構成する策定委員会を設置・開催し、本計画素案などの検討、審議を行い、町ホームページにてパブリックコメントを募集し、広く町民の声を本計画に反映しました。

【アンケート調査結果概要】

対象者		調査方法	調査件数	回収件数 (回収率)
身体障がい者	身体障害者手帳所持者	○郵送 ○施設職員による配布・聞き取り調査・回収	438件	270件 (44.0%)
知的障がい者	療育手帳所持者		71件	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者		77件	
児童	福祉サービス利用者		57件	

合計 643 件

※令和5年9月1日現在 手帳重複所持者有り

【策定委員名簿】

任期:令和5年9月16日～3年間

部門	団体名等	職名	氏名
関係団体	伊仙町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	橋口 章子
	伊仙町障害者連絡協議会	事務局長	福司 銀二郎
議員代表	伊仙町議会	議員	井上 和代
福祉サービス事業 所関係者	伊仙町社会福祉協議会	会長	松 満久
	社会福祉法人南恵会ひまわりの家	管理者	元田 克枝
	特定非営利活動法人 UNISON キノコにじいろクラブ	代表	芳村 潔政
	南和株式会社	社長	富本 美継
自立支援協議会	地域移行・地域定着部	部会長	吉元 初美
相談員	NPO*法人夢みらい 相談支援事業所つなぐ	管理者兼計画 相談支援員	樺山 修二

オブザーバー	徳之島地区自立支援協議会	会長	吉留 康洋
--------	--------------	----	-------

事務局	伊仙町 地域福祉課 子育て支援課	課長	大山 拳
		課長補佐	喜村 直喜
		主事	富岡 珠里
		保健師	西川 奈々恵

【策定委員会の開催概要】

開催回数	開催内容	開催日
第1回	◇障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定の基本方針 ◇アンケート調査について ◇スケジュールについて	令和5年9月19日
第2回	◇アンケート調査結果について ◇徳之島における課題についてワークショップ ※3町合同開催	令和5年12月26日
第3回	◇障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画素案について	令和6年2月16日
第4回	◇障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画素案最終確認・承認について	令和6年3月(書面)

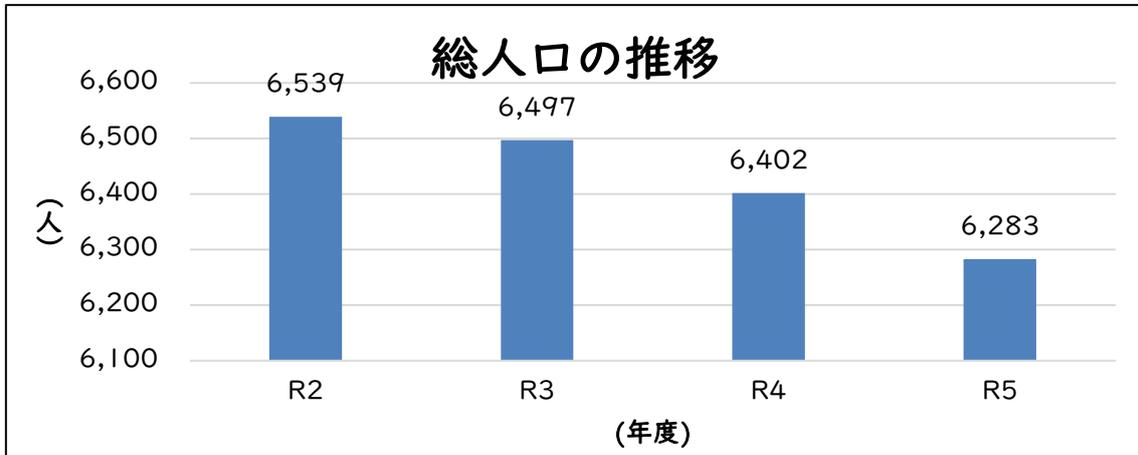
【計画策定における活動内容】

開催内容	参加者	開催日
第1回作業部会	3町担当者	令和5年2月14日
第2回作業部会	3町担当者	令和5年4月28日
自立支援協議会 定例会	徳之島地区自立支援協議会部会長等	令和5年8月7日
第3回作業部会	3町担当者	令和5年8月23日
第4回作業部会	3町担当者	令和5年8月28日
第5回作業部会	3町担当者	令和5年9月20日
第6回作業部会	3町担当者	令和5年11月21日
第7回作業部会	3町担当者	令和6年12月18日
第8回作業部会	3町担当者	令和6年1月15日
第9回作業部会	3町担当者	令和6年3月1日

第2 現状と今後の課題

1 総人口

近年における本町の人口推移をみると、令和2年度は 6,539 人であった人口が、減少傾向にあり、令和5年度で 6,283 人となっています。

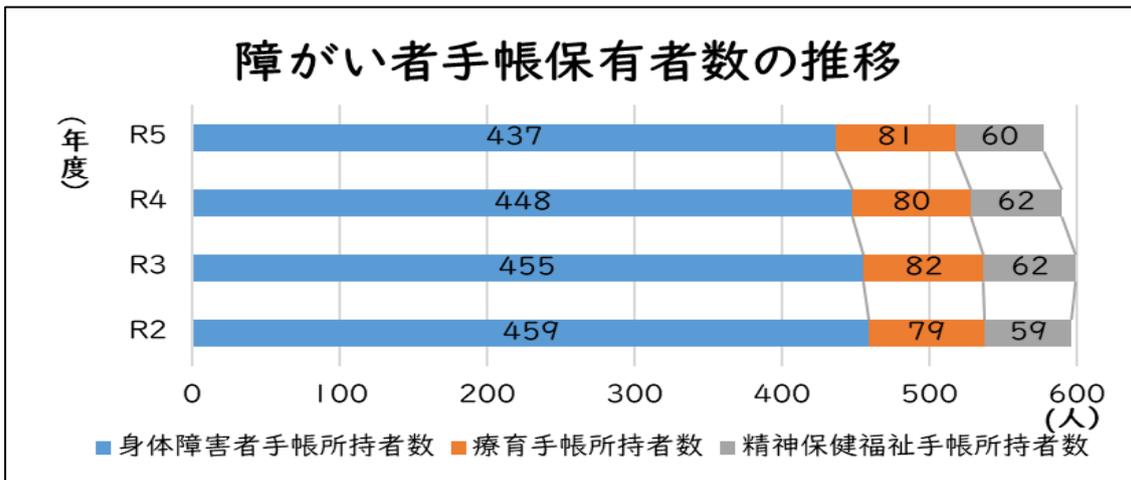


※住民基本台帳(各年度 4 月 1 日現在)

2 障がい者の状況

(1)障がい者数の推移

本町における障がい者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者数 437 人、療育手帳所持者数 81 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 60 人の計 578 人となっています。(重複所持者あり)



※伊仙町地域福祉課調べ(各年度 4 月 1 日現在)

(2)身体障がい者人口の推移（身体障害者手帳所持者数の推移）

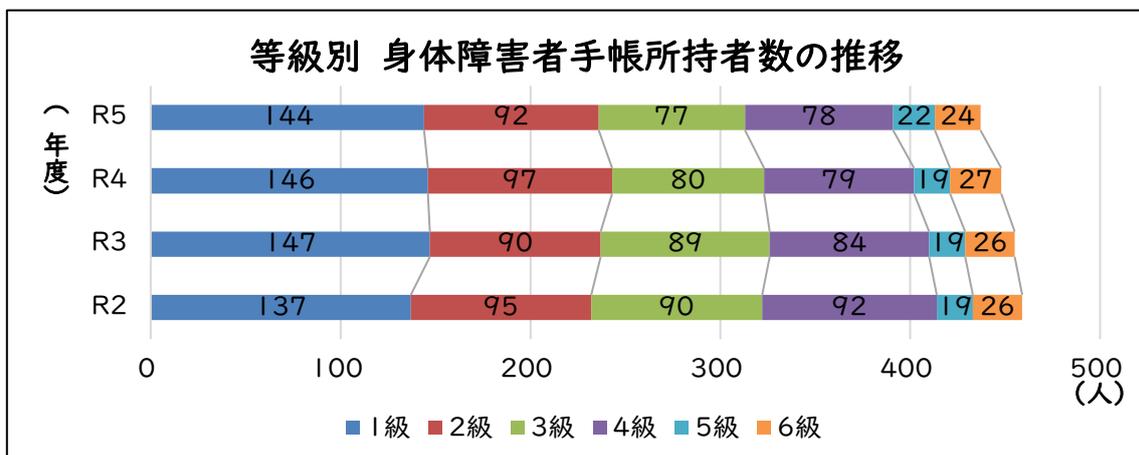
本町の身体障害者手帳所持者数は令和5年4月1日現在で 437 人、うち約半数が肢体不自由と なっています。

等級別に見ると、1級が 144 人と最も多く、1・2級の重度障がい者が約半数を占めます。

障がい種別 身体障害者手帳所持者数の推移

年度	障がい種別					
	合計	視覚障害	聴覚障害	言語機能障害	肢体不自由	内部障害
R5	437	53	50	6	260	90
R3	455	57	48	6	248	96
R4	448	57	49	5	241	96
R2	459	54	45	5	236	97

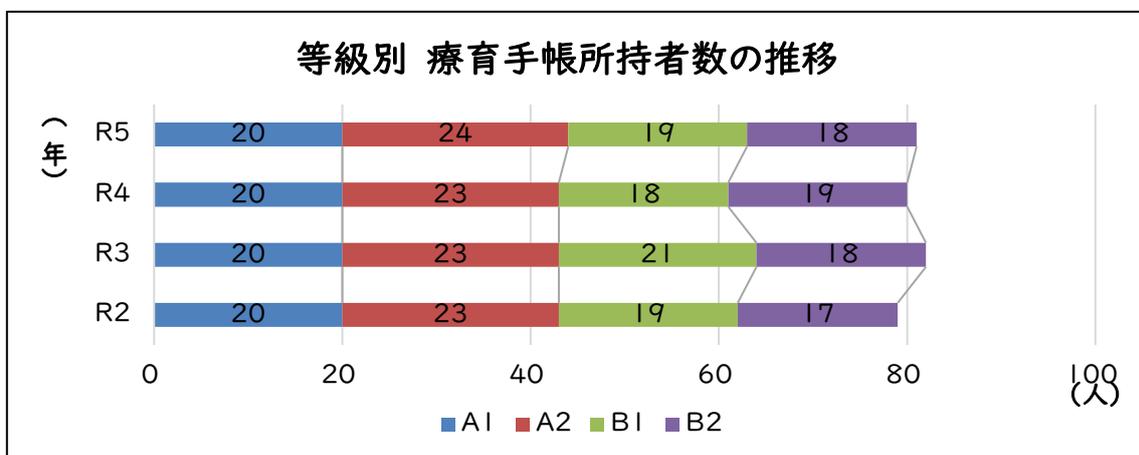
※伊仙町地域福祉課調べ(各年度 4 月 1 日現在)



※伊仙町地域福祉課調べ(各年度 4 月 1 日現在)

(3)知的障がい者人口の推移（療育手帳所持者数の推移）

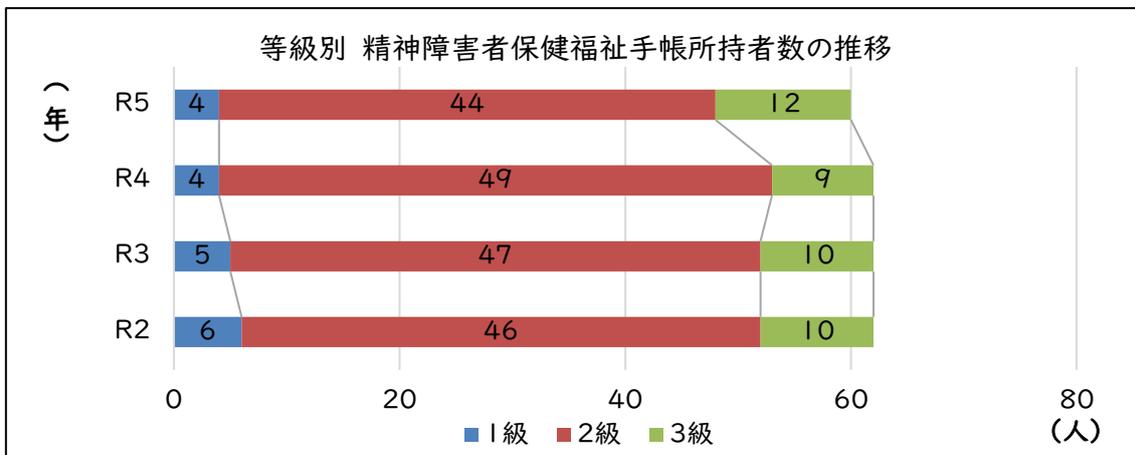
本町の療育手帳所持者数は令和5年4月1日現在で 81 人、うちA1(最重度)が 20 人、A2(重度) が 24 人、B1(中度)が 19 人、B2(軽度)が 18 人となっています。



※伊仙町地域福祉課調べ(各年3月 31 日現在)

(4)精神障がい者人口の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移）

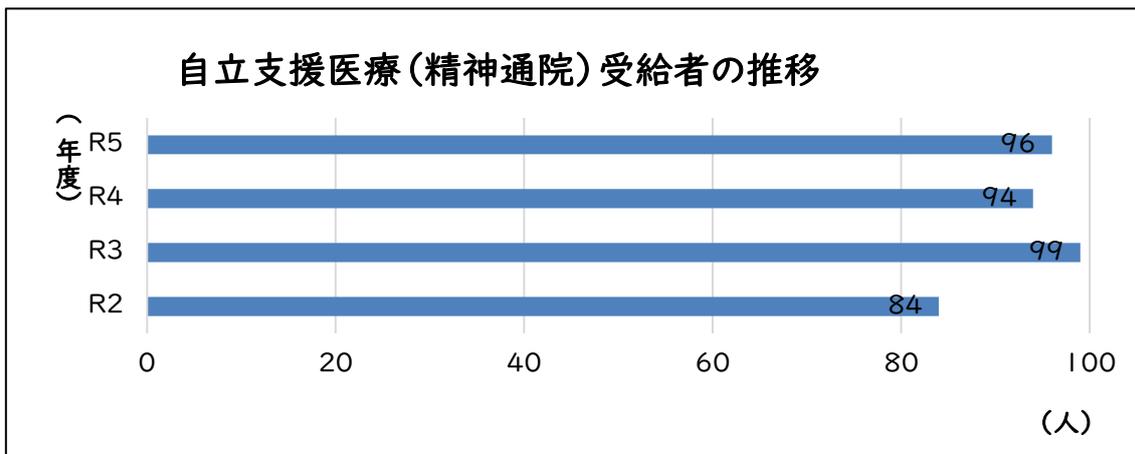
本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年4月1日現在で 60 人、うち1級が4人、2級が 44 人、3級が 12 人と、2級が全体の大きな割合を占めています。



※伊仙町地域福祉課調べ(各年3月31日現在)

(5) 自立支援医療(精神通院)受給者の推移

本町の自立支援医療*(精神通院)受給者数は令和5年3月31日現在で 96 人となっており、毎年同程度の受給者がいます。



※伊仙町地域福祉課調べ(各年3月31日現在)

(6)障がい児支援の状況

伊仙町では、発達に「少し気になる」という段階から相談ができるよう、子育て支援の観点から子育て支援課において早期発見、早期支援の体制整備を進めてきました。保健所主催の発育発達クリニックや大島児童相談所の巡回相談会など各種相談会の案内を行っています。また、保育所、幼稚園などに在籍する、支援を必要とする子どもが地域社会で成長していくことができるよう、専門職が保育園等を訪問し保育士等への助言を行う、巡回支援専門員整備をすすめています。

平成24年度からは、発達支援と子育て支援のための親子教室を開催しています。

発育・発達クリニック相談件数

	単位	医師	心理士	作業療法士
令和2年度	人	12	9	0
令和3年度	人	4	2	0
令和4年度	人	4	4	3

※伊仙町子育て支援課調べ(各年度3月31日現在)

児童発達支援実利用児童数

	単位	児童発達支援(基本的生活習慣・情緒・社会性などの発達の援助)
令和2年度	人	14
令和3年度	人	13
令和4年度	人	19

※伊仙町地域福祉課調べ(各年度3月31日現在)

親子教室延べ参加児童数

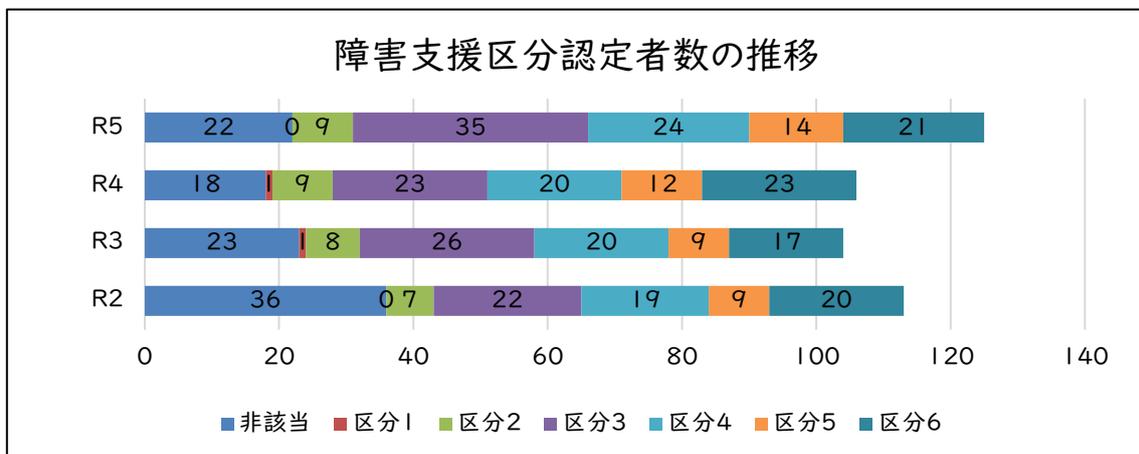
	単位	延べ参加児童数	備考
令和2年度	人	0	新型コロナウイルスの影響により、中止
令和3年度	人	19	年6回開催
令和4年度	人	6	年3回開催

※伊仙町子育て支援課調べ(各年度3月31日現在)

3 障害福祉サービスの利用状況

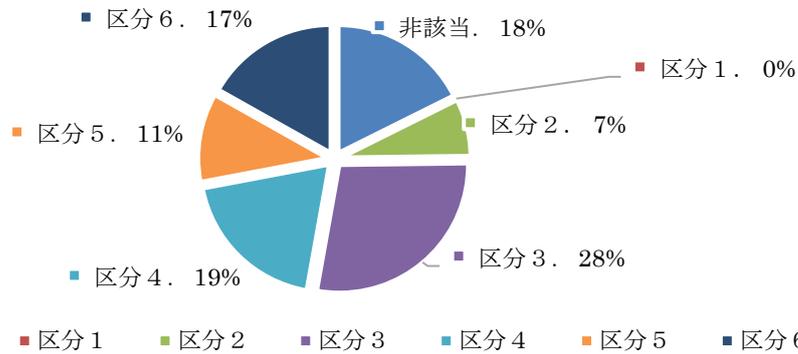
(1) 障害支援区分認定者数の状況

令和5年度の障害支援区分認定者は125人で、「区分3」が28%と最も多く、「区分4」が、これに続いて19%となっています。



※伊仙町地域福祉課調べ(各年度4月1日現在)

令和5年度 障害支援区分認定者の割合



※伊仙町地域福祉課調べ(各年度4月1日現在)

(2)障害福祉サービスの利用実績

①訪問系サービス

サービス種別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	363	447	497	607
	人/月	33	25	30	36
重度訪問介護	時間/月	0	144	308	130
	人/月	0	1	1	1
同行援護	時間/月	120	100	131	65
	人/月	12	6	5	5
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

※人/月は、一月あたりの実利用者数の月平均値

※令和5年度実績は、11月末現在

※時間/月は、一月あたりの利用時間の月平均値

②日中活動系サービス

サービス種別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	715	633	737	762
	人/月	34	33	40	42
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	5	0	0	0
	人/月	1	0	1	0
就労移行支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	人日/月	1	19	23	27
	人/月	1	1	2	2
就労継続支援 (B型)	人日/月	236	300	390	408
	人/月	14	20	26	28

就労定着	人/月	0	1	1	1
療養介護	人/月	4	4	4	4
短期入所 (福祉型)	人日/月	39	20	66	63
	人/月	2	2	4	5

※人日/月は、月間の利用者数×平均利用日数

※令和5年度実績は、11月末現在

③居住系サービス

サービス種別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	3	0	1	0
共同生活援助	人/月	17	13	14	15
施設入所支援	人/月	14	16	15	17

※令和5年度実績は、11月末現在

④相談支援(サービス利用計画作成対象者)

サービス種別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	98	99	108	123

※令和5年度実績は、11月末現在

⑤障害児通所支援

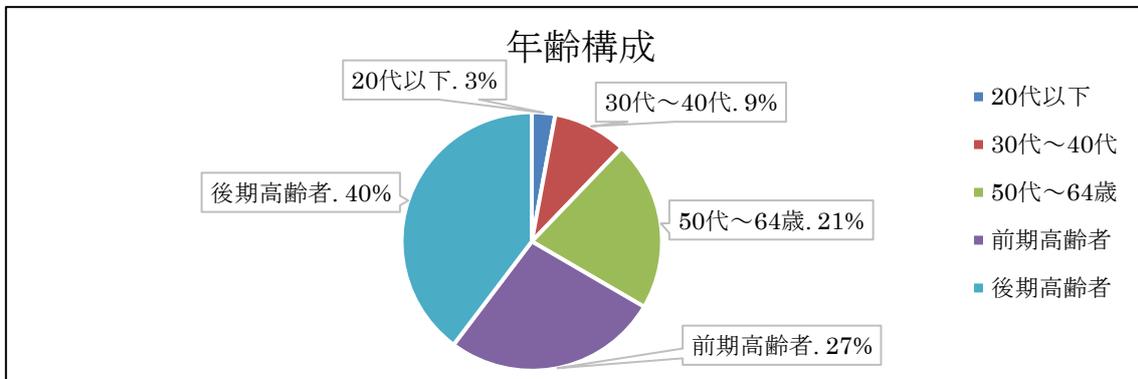
サービス種別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	68	74	88	77
	人/月	10	11	15	13
医療型児童 発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日/月	126	214	155	204
	人/月	13	18	22	26
保育所等 訪問支援	人日/月	8	16	19	34
	人/月	8	9	18	25
障害児相談支援	人/月	19	32	42	51

※令和5年度実績は、11月末現在

(3) アンケート調査結果 (児童は徳之島三町の合計)

① 年齢構成

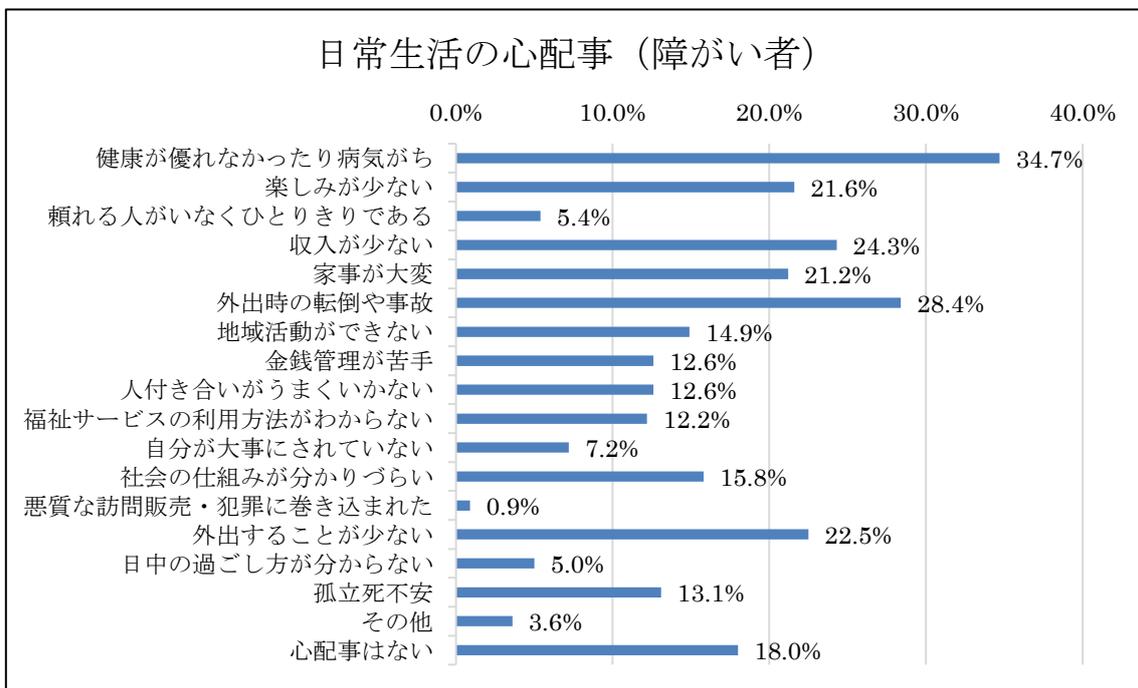
年齢構成をみると、20代以下が3%、30代-40代9%、50代-64歳21%、65歳-74歳(前期高齢者)27%、75歳以上(後期高齢者)40%となっており、全体に占める高齢者の割合は、7割近くとなっています。



n=239

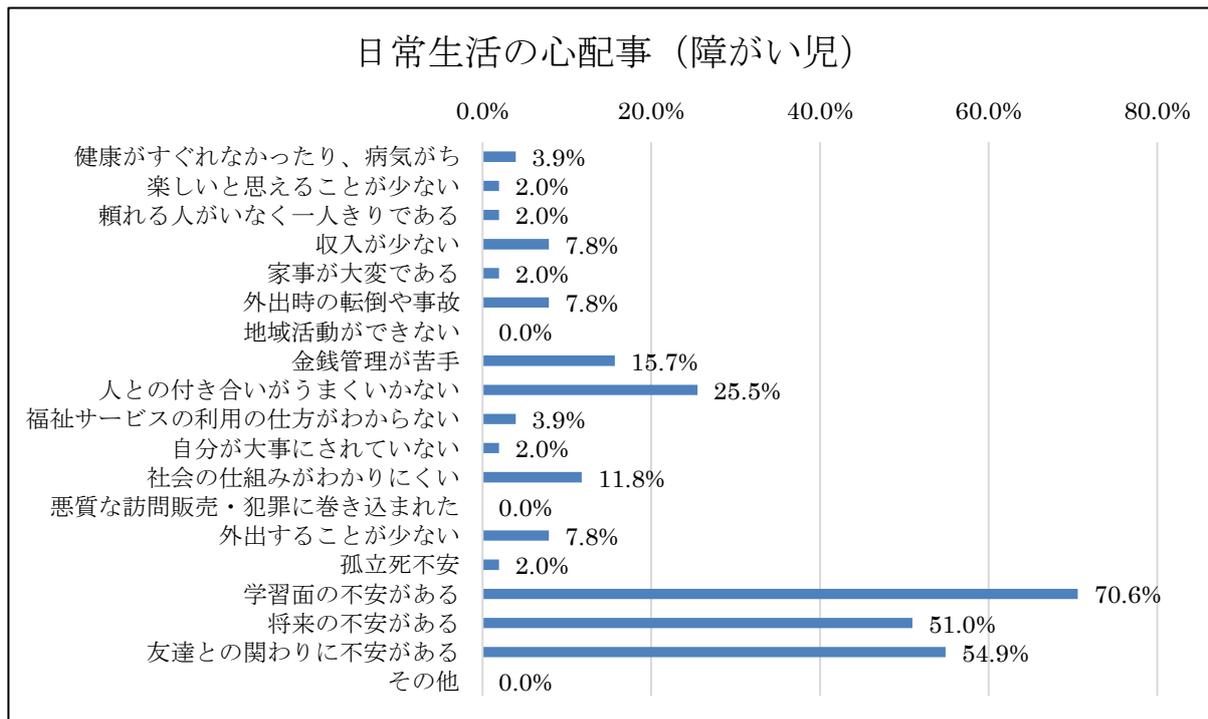
② 心配事

障がい者の日常生活での心配事に関して、全体的に見ると、「健康が優れなかったり、病気がち」が34.7%と最も多く、次いで、「外出時の転倒や事故」が28.4%、「収入が少ない」が24.3%、「外出することが少ない」が22.5%の順でした。その他の内容としては、認知症があり、家族を忘れている。災害時の避難。今は主人がいるが一人になった時。どの子が親の老後を看とるか。火葬。などの回答がありました。



複数回答 n=222

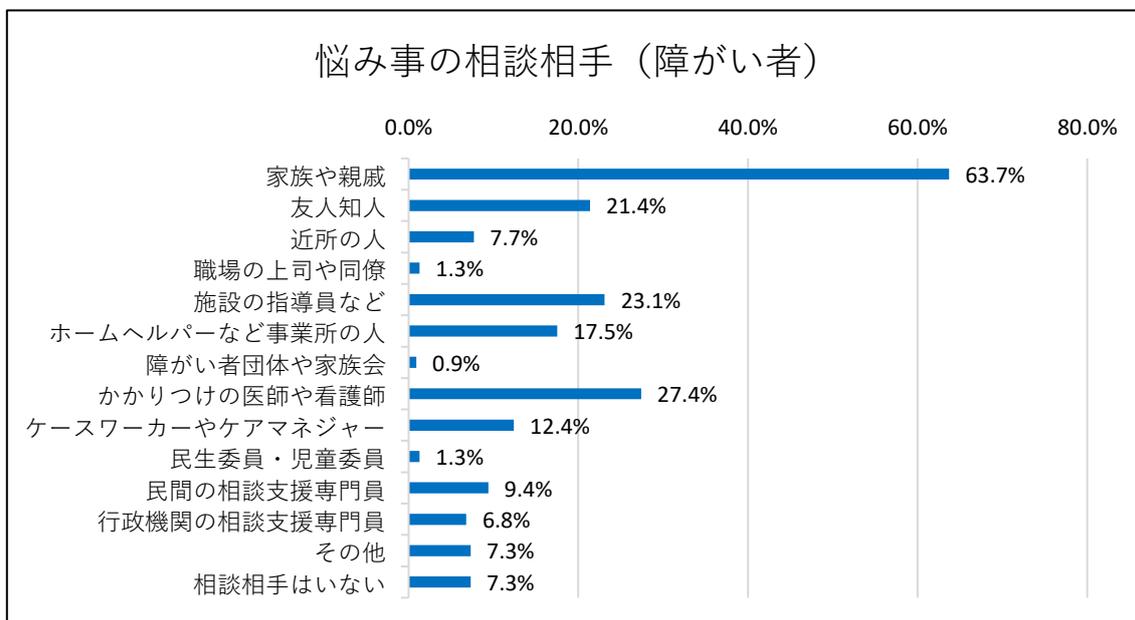
障がい児に関しては、「学習面の不安がある」が70.6%と最も多く、次いで「友達との関わりに不安がある」が54.9%、「将来の不安がある」が51.0%と続いています。その他の内容として歩道の確保がされていない、突然走り出したりするので交通面の安全が心配などの回答がありました。



複数回答 n=51

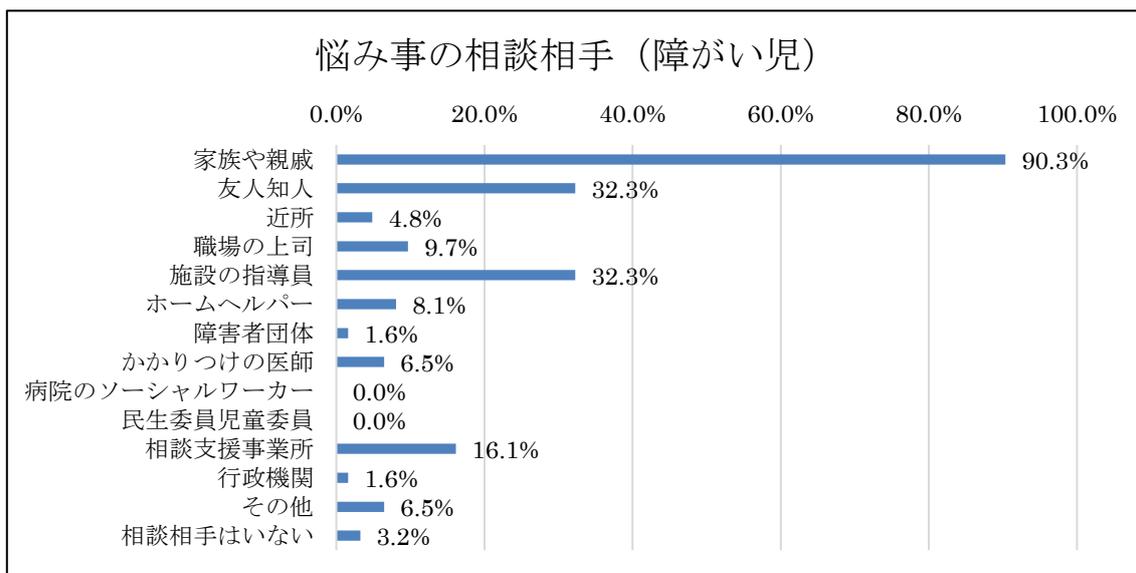
③ 相談相手

悩み事の相談相手に関して、全体的に見ると「家族や親戚」が63.7%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が27.4%、「施設の指導員など」が23.1%と続いています。



複数回答 n=234

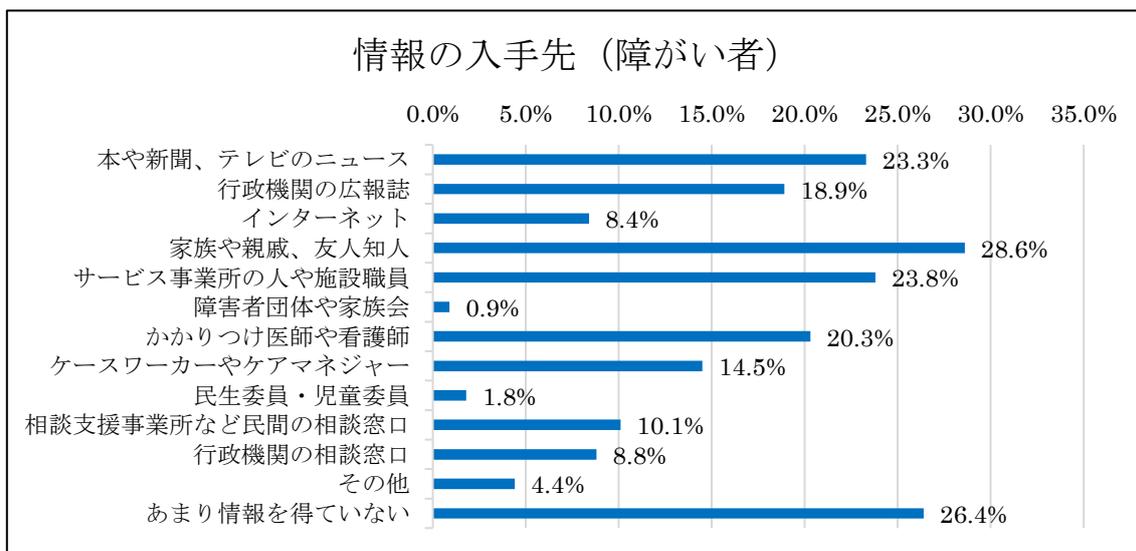
障がい児では「家族や親戚」が90.3%と最も多く、次いで「友人知人」「施設の指導員」がともに32.3%、「相談支援事業所」が16.1%と続いています。その他の内容として学校の先生などでした。



複数回答 n=62

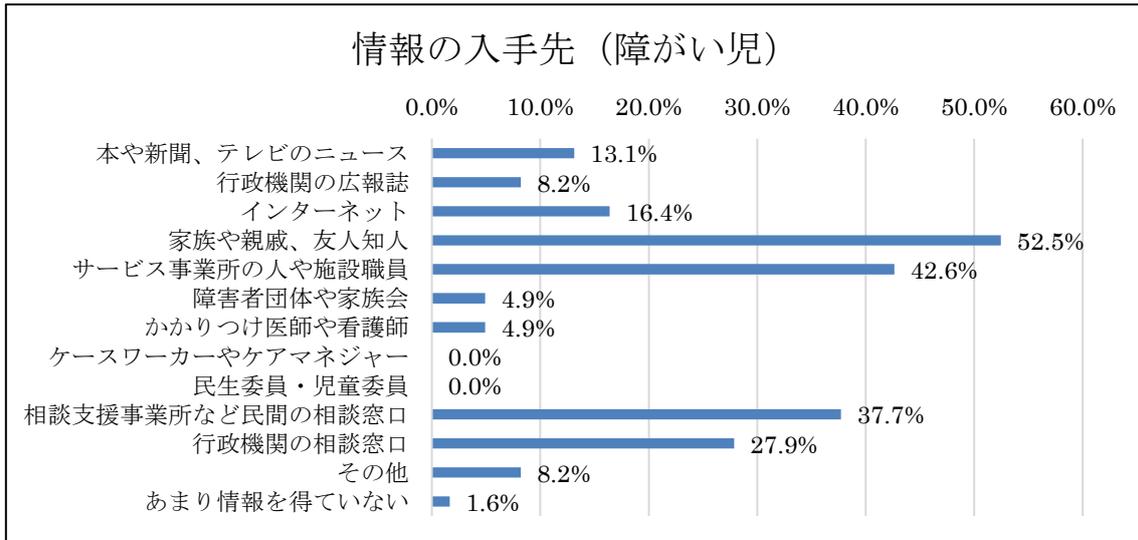
④ 情報の入手先

障害福祉サービスについての情報をどこから知るかに関して、「家族や親戚、友人知人」が 28.6%と最も多く、次いで「あまり情報を得ていない」が 26.4%、「サービス事業者の人や施設職員」が 23.8%と続いていました。



複数回答 n=227

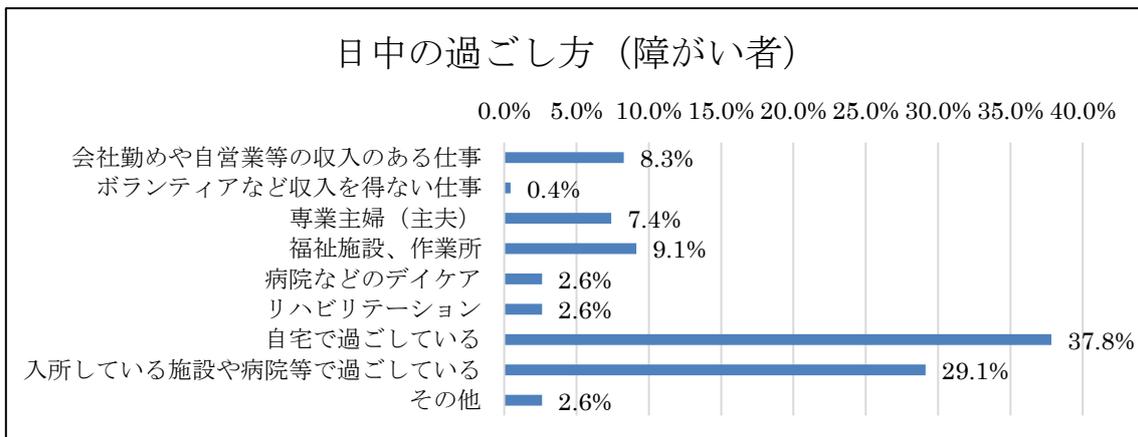
障がい児の情報の入手先では、「家族や親戚、友人知人」が 52.5%と最も多く、次いで「サービス事業者の人や施設職員」が 42.6%、「相談支援事業所など民間の相談窓口」が 37.7%と続いています。その他として子どもにもわかる文章で書いてほしかった。（発達障害をもつ子どもには文の意味がわからない。）がありました。



複数回答 n=61

⑤ 日中の過ごし方

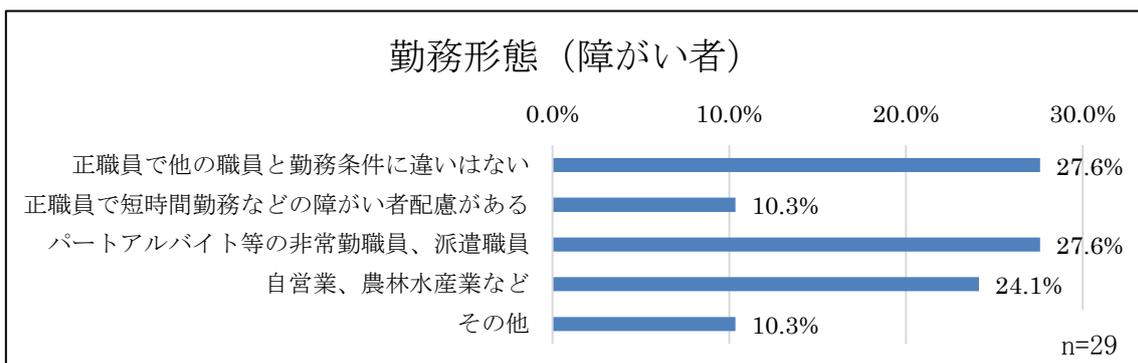
平日の日中の過ごし方に関して、全体的に見ると、「自宅で過ごしている」が 37.8%と最も多く、次いで「入所している施設や病院等で過ごしている」が 29.1%、「福祉施設、作業所」が 9.1%と続いています。その他の内容として、農作業をしている、牛の世話をしているなどの回答がありました。



n=230

⑥ 勤務形態

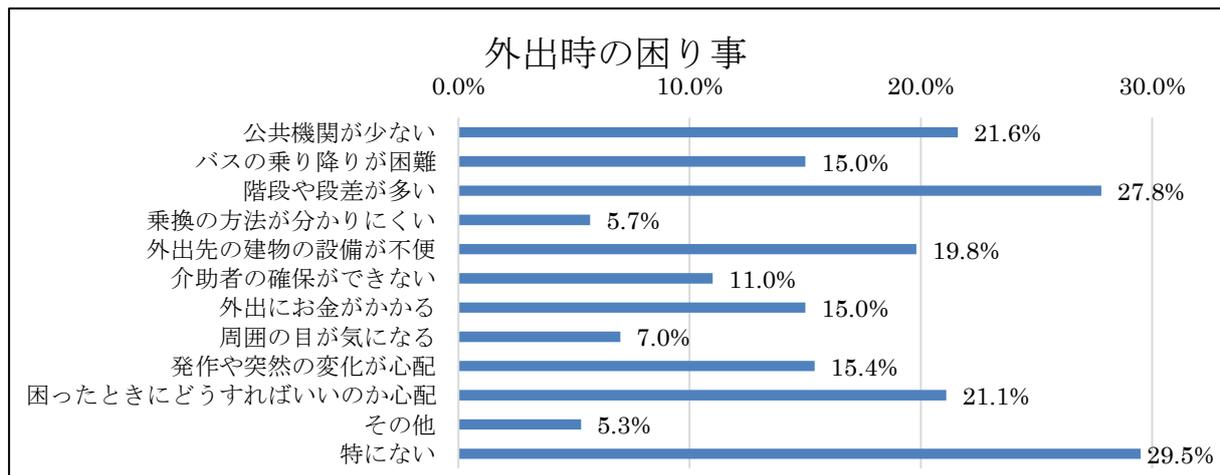
勤務形態に関しては、「正規雇用」「パートアルバイト」がともに27.6%と最も多く、次いで「自営業」が 24.1%と続いています。



n=29

⑦ 外出時の困り事

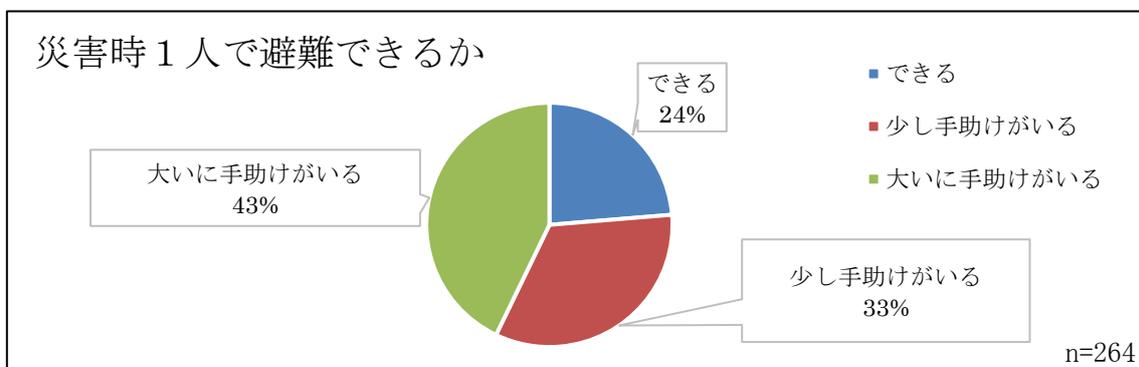
外出する際に困ることに関しては、「特にない」が 29.5%と最も多く、困りごととして多かったのは、「階段や段差が多い」が 27.8%、次いで「公共交通機関が少ない」が 21.6%「困った時にどうすればいいのか心配」が 21.1%、と続いています。その他の内容として、坂が多い。二人以上の介助者が必要。突然の尿意。車イスなので専用車や介助が必要。ベットから車イスへの移動が大変。困ることはない。感情の波が激しい。などの回答がありました。



複数回答 n=227

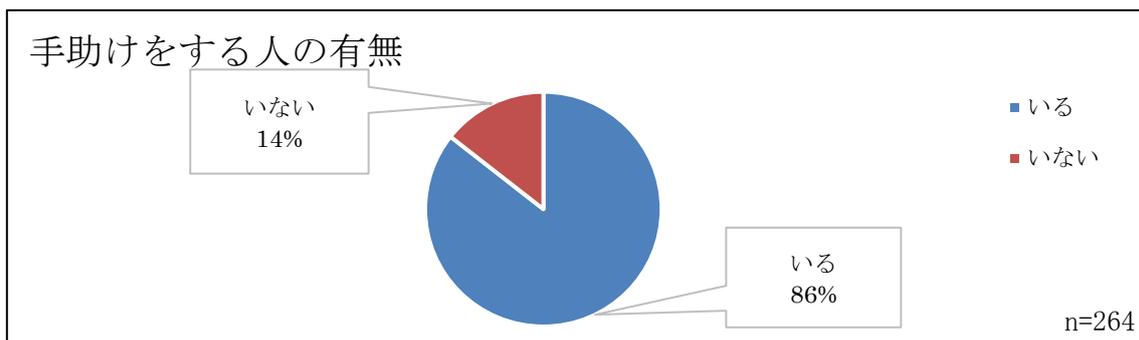
⑧ 災害避難

災害時に一人で避難できるかに関しては、全体的に見ると、「大いに手助けがいる」という回答が 43%と最も多く、次いで「少し手助けがいる」が 33%、「できる」が 24%と続いています。



⑨ 手助けをする人

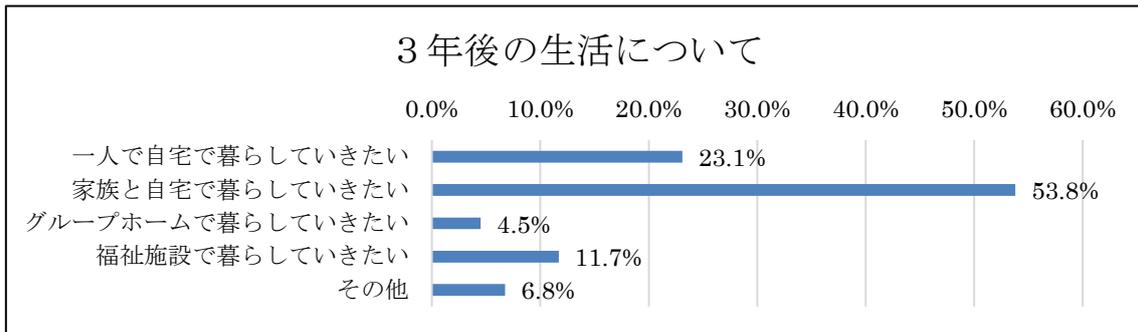
避難を手伝ってくれる人がいるかどうかに関して、全体的に見ると「いる」と回答したのは 86%、「いない」と回答したのは 14%でした。



また、⑧で「大いに手助けがいる」と回答した 75 人のうち、14 人の方が⑨で避難を手伝ってくれる人が「いない」と回答しています。

⑩ 3年後の生活について

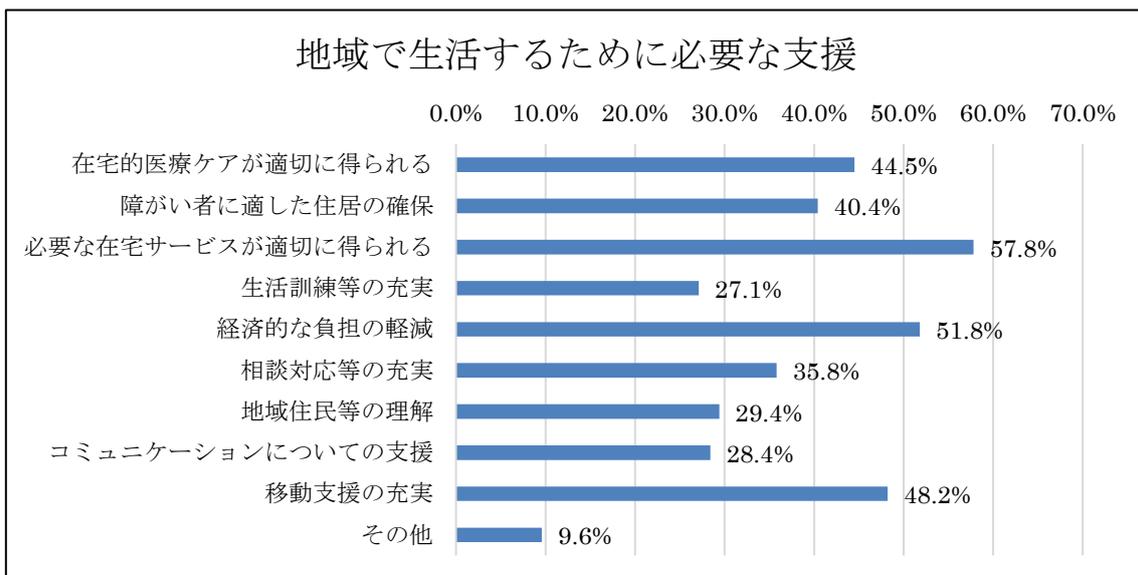
3年後の生活については、「家族と自宅で暮らしていきたい」が 53.8%と最も多く、次いで「一人で自宅で暮らしていきたい」が 23.1%と続いています。その他の具体的な内容としては、質問に対して理解ができない。意思疎通困難。どちらでもいい。出来れば子ども達と接して一人でも。という回答であった。



n=237

⑪ 地域で生活していくために必要な支援

地域で生活するために必要な支援については、「必要な在宅サービスが適切に得られる」57.8%と最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が 51.8%、「移動支援の充実」が 48.2%と続いています。その他の内容としては、話し相手がない。買い物ができる店があればよい。日常生活全般に支援が必要な状態の為同居して支援が受けられる。読書ができない。いつもではないが用事が手につかない。子どもが家にいない時はソワソワ落ち着かない。同居者の就労ができるよう支援など。24 時間日常生活支援が受けられること。とくにない。分からない。などであった。



複数回答 n=105

4 障がい者・障がい児を取り巻く主な課題

■サービスの質的向上及び提供基盤整備

障がい者手帳所持者数、障害福祉サービスの利用はほぼ横ばい傾向にあることから、サービスの質的向上を図っていく必要があります。

併せて障害者総合支援法の施行により、身体・知的・精神に関する障害福祉サービスが一元化され、さらには精神障害に、発達障害を包括するなど、これらの制度に対応すべく、障害福祉サービス内容や提供体制の充実が必要です。

■障がい者とその家族の高齢化への対応

障がい者やその家族の高齢化の進行により、今後における生活支援が大きな課題となっています。

従って、ライフステージ^{*}に応じた、きめ細やかな支援やグループホーム^{*}など多様な生活の場の確保、地域内での障害福祉サービスの充実、医療的ケアとの連携など、障がい者やその家族への支援が必要です。

■充実した就労支援

障がい者が経済的な自立により、地域での自立した生活の実現をめざす環境づくり、仕組みづくりが求められています。

ハローワークや企業との連携による就労先の確保や就労支援センターと連携した就労支援サービスの提供など、更なる障がい者雇用施策の充実・推進が必要です。

■障がい児の支援

障がい児については、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の充実が求められています。保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、支援内容の適正化と質の向上を図っていく必要があります。

■相談支援体制の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスニーズへの的確な支援が必要です。

しかしながら、相談方法がわからないために必要な支援を受けられないケースもいまだ多いことから、相談体制の周知に努める必要があります。

また、虐待の防止や早期発見の観点からも、関係機関との連絡調整や体制整備が課題であるとともに、発達障害や高次脳機能障害^{*}など、新たな障がい者のニーズに応えられる相談支援事業が必要です。

第3 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

これまで、障がい者など、すべての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるような「ノー
マライゼーション^{*}」の理念に基づき、お互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努め
てきました。

今後においても、引き続き施策の推進に努めることから、「障がいのある人もない人も共に
生きる島づくり」を基本理念とします。

基本理念

障がいのある人もない人も共に生きる島づくり



2 基本目標

(1) 基本目標1 安心して生活できる支援体制づくり

各障がいの特性を十分考慮し、障がいの起因となる疾病の予防や早期発見、リハビリに関する健康維持をめざした保健・医療サービスの充実を図ります。

また、個々の多様なニーズに対応するため、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実、居住の場の確保など、生活支援体制の整備・充実をめざします。

さらには、自立して生活していけるように、地域における相談支援・情報提供体制やコミュニケーションに関わる支援や権利擁護^{*}の推進に努めます。

(2) 基本目標2 自立と社会参加の促進

障がい者が、適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、就業の場、雇用機会の確保に努めるとともに、事業所への雇用理解、障がい者への職業相談、職業訓練の充実など、雇用の促進を図ります。また、徳之島の基幹産業である農業分野と連携し、障がい者が農業に携わることで、就業機会の確保や収入の増加に繋げるため、農福連携を推進します。

障がい者が、心身ともに充実した生活を送るために、スポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動、交流活動などへの参加を促進するとともに、活動内容の充実をめざします。

(3) 基本目標3 人にやさしい地域社会づくり

障がい児一人ひとりの個性を尊重し、ライフステージに沿って保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを推進します。

また、障がいの有無に関わらず互いに理解し合い、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる共生社会の実現のために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障がいに対する誤解や理解不足の解消を図ります。

さらには、地域において誰もが自立して、安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザイン^{*}の考えに基づき、官民協働により、住宅・公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を進めます。

また、本計画では、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの「誰一人取り残さない」という理念を共有しながら、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指します。

3 施策体系

将来像	基本目標		
障がいのある人もない人も共に生きる島づくり	安心して生活できる支援体制づくり	保健・医療	障がいの疾病による発生予防及び早期発見, 早期治療等
			健康の維持・増進
			医療・リハビリテーションの充実
		生活支援サービス (障害福祉サービス)	障害福祉サービスの充実
			地域生活支援事業の適正化
			市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
			経済的自立支援及び家族介護者への支援
		相談・情報提供	相談支援体制の充実
			情報提供の充実
	障がい者の権利擁護		
	障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援		
	自立と社会参加の促進	雇用・就労	雇用の啓発と関係機関との連携
			雇用・就業の促進
			福祉的就労の場の確保
			入所等から地域生活への移行、地域生活の維持の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
社会参加		スポーツ・レクリエーション活動の促進	
		文化活動の促進	
人にやさしい地域社会づくり	教育・育成	療育・保育の充実	
		特別支援教育の充実	
		放課後活動・生涯学習の充実	
		障がい児の健やかな育成のための支援	
	地域共生社会の実現に向けた取組	啓発・広報の推進	
		障がい福祉に関する教育・研修の推進	
		ボランティア活動の推進	
	生活環境	公共施設・住環境の整備の促進	
		移動, 交通対策の推進	
防災・防犯対策の推進			

Ⅱ 伊仙町障がい者計画

第1 安心して生活できる支援体制づくり

1 保健・医療

【基本的考え方】

疾病や障がいの早期発見から、早期療育や保健・福祉施策への展開にあたっては、きめ細やかな相談指導や支援体制の整備が必要です。

障がいの疾病による発生予防、早期発見、早期治療、根本的治療のための各種対策の一層の充実を図ります。

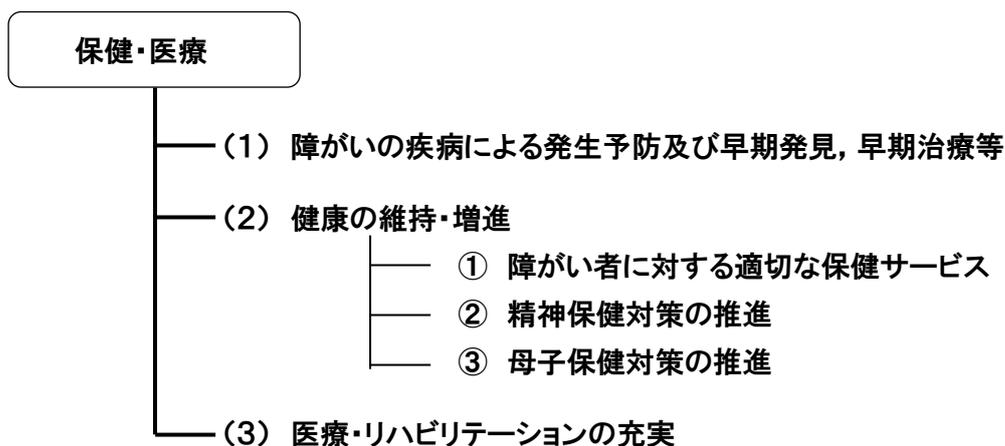
また、障がいを軽減し、自立を促進するためには、リハビリテーション※が重要な役割を果たしており、障がいの軽減及び障がいの重度化・重複化、二次障がいなどを防止するため、医療機関などと連携して、より一層の推進を図ります。

近年では精神疾患に関する相談件数が増加しているため、保健・医療・障がい福祉の連携を一層強めていくことも重要です。

医師、保健師、看護師等の相談体制を充実させるとともに、障がいが発生した初期の段階で、本人及び家族に対して障がいの状態の軽減に係る各種サービスの紹介、精神的な支援等を行う相談指導体制の充実を図ります。

また、町民総ぐるみによる健康づくりをはじめとして、ライフステージに応じた保健対策の充実を図り、障がいを未然に防げるよう努力します。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)障がいの疾病による発生予防及び早期発見, 早期治療等

- ◆疾病の早期発見, 早期治療等, 健康診査後のフォロー体制を充実させ, 町民の健康保持増進, 障がいの原因となる疾病等の予防活動の確立を図ります。
- ◆保健所及び医療機関との連携を図りながら, 母子健康診査, 成人期健康診査等の充実による早期発見体制及びハイリスク者に対する指導體制の整備を推進します。
- ◆発達障害や強度行動障害, 高次脳機能障害, アルコール等をはじめとする依存症についての相談体制の整備のため, 町の保健・医療・障がい福祉・保育・教育が一体となった支援体制の構築に努めます。
- ◆医療機関や県との連携を深め, 精神保健相談等により, 精神疾患等の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。
- ◆身近な地域で専門的な相談や診察を受けられることにより, 重症化の防止を図るため, 行政と専門的な機能を持つ医療機関, 福祉施設等との連携をさらに進めます。

(2)健康の維持・増進

①障がい者に対する適切な保健サービス

- ◆健康教育, 健康相談, 健康診査, 機能訓練, 介護予防事業等のサービスを一層推進するとともに, 町民全体の健康づくり運動を展開し, 生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。
- ◆個別のこころの健康相談の実施, ストレス対処法に関する知識の普及を図ります。

②精神保健対策の推進

- ◆精神障がい者に適切な受療の機会を提供し, 継続的に支援するため, 関係機関等の連携を図り, 精神障がい者が社会参加しやすい施設整備や環境整備に努めます。
- ◆精神障がい回復者の段階的社會参加を支援するために, 社会復帰訓練のあり方等を研究・検討します。
- ◆精神保健知識の普及や啓発に努めるとともに, 精神障がい者家族会等による啓発活動を支援していきます。

③母子保健対策の推進

- ◆疾病や障がいの早期発見, 早期療育を目的に乳幼児健診等を推進するとともに, 発育面での心配や不安に対応した相談支援, 家族支援の充実を図ります。
- ◆妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及のため, 母子相談日を設け, 保健師・助産師が個別に対応するほか, プレママ[※]教室や親子教室等で健康教育を実施します。
- ◆子どもをすこやかに産み育てることのできる環境づくりのため, 病院等との関係機関で連携をはかり, 情報共有し, 母子保健等の保健対策を強化し, 家庭訪問や相談体制の充実を図ります。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

- ◆障がい者が地域の中で必要な医療が受けられるように、医療機関の協力を得ながら保健、障がい福祉との連携を強化した地域の医療体制づくりを進めます。
- ◆適切な医療、医療的リハビリテーションの提供を支援するとともに、在宅介護サービス体制の充実に努めます。
- ◆重度障害や精神障害など、障がいの状況に応じた適切な医療の確保に努めます。
- ◆関係機関との連携を図りつつ、緊急時の医療体制の充実に努めます。
- ◆障がい者が障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療費の負担軽減を図るため、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)を引き続き実施していきます。

2 生活支援サービス(障害福祉サービス)

【基本的考え方】

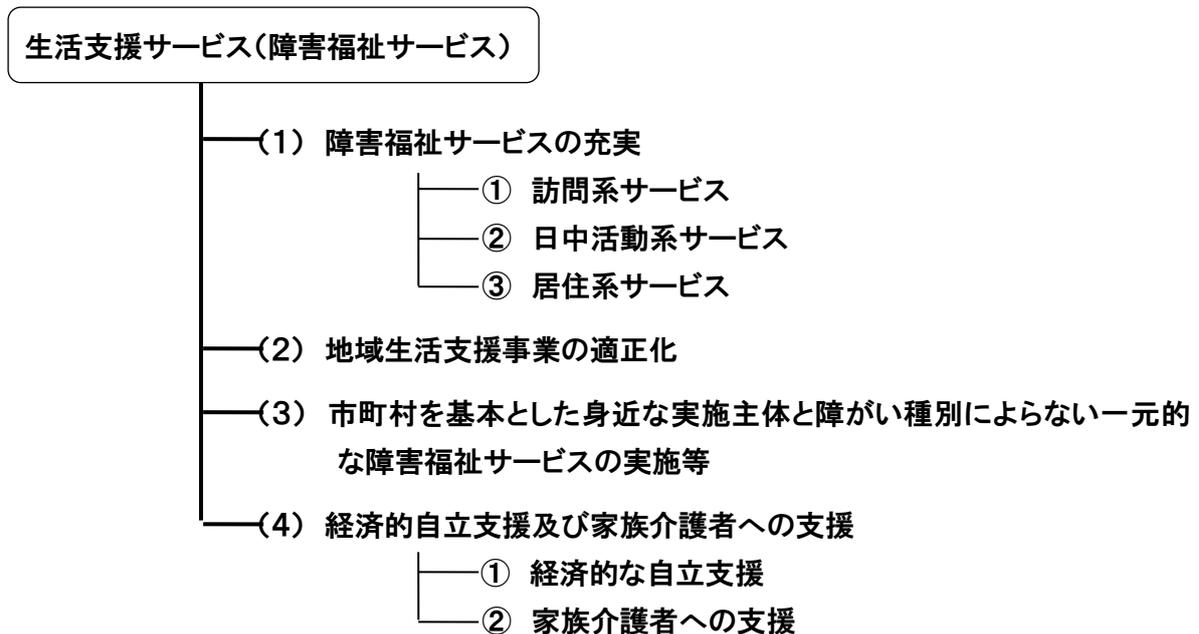
障がい者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境づくりが求められています。

本町は、これまで障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの提供体制の充実に努めてきました。障害者総合支援法では、障がい者が自己選択・自己決定のもと障害福祉サービスや相談支援等を利用し、安心して地域で暮らすための方策が求められていることから、地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた生活支援サービスを適切に確保していくため、障害福祉サービス事業所ならびに事業所に従事する職員の資質向上と障がい福祉人材の確保に努めます。

また、障がい者が、豊かな生活を営むことができるよう、障がい者団体や民間団体の活動を支援し、日中活動の場の充実に努めるとともに、各施設への移動に関する支援の充実も必要です。

さらには、障がい者の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及など、住宅に関する施策の充実や、障がい者が共同で生活を営むグループホームなど、様々なニーズに対応していくことが求められており、同時に、障がいの重度化や高齢化に伴い、適切なケアを受けられる居住の場を確保していくことも必要となってきます。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)障害福祉サービスの充実

①訪問系サービス

- ◆障がい者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、重度障害者包括支援、同行援護、行動援護)や、その他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。24時間対応のサービスを検討します。

②日中活動系サービス

- ◆障害者総合支援法で定められた介護給付(生活介護、療養介護)や、通所支援施設による訓練等給付(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、児童福祉法で定められた障害児通所支援の充実を図ります。
- ◆地域活動支援センター*の設立を検討し、地域生活の充実を図っていきます。

③居住系サービス

- ◆障害者総合支援法で居住支援として位置づけられている共同生活援助(グループホーム)の開設を促進し、地域で自立した生活を安心して送れるように支援していきます。
- ◆自宅や地域での生活が困難な障がい者の生活の場として、入所型の施設の確保に努めるとともに、施設から地域生活に移行する障がい者の支援に努めます。

(2)地域生活支援事業の適正化

- ◆障害者総合支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けていることから、地域で生活する障がい者の自立した日常生活

や社会生活を支援するため、サービス内容等の適正化に努めます。

- ◆地域生活支援事業として、手話通訳者や要約筆記[※]者など障がい者への情報伝達のための専門家の確保とボランティアの養成に努めます。
- ◆町の広報等を通じ、身体障害者相談員や知的障害者相談員等を紹介しながら周知を図り、障がい者の相談に対応できる体制づくりを進めます。

(3)市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

- ◆障がい者へのサービスは、生活に密着したサービスであることから、市町村に実施主体を一元化し、より利用者に身近な市町村が責任を持って、障がい者へのサービス提供に努めます。
- ◆障がいの種類によって異なるサービスを一元化し、これによって、障がいの種類を超えた共通の場で、それぞれの障がい特性などを踏まえたサービス提供に努めます。

(4)経済的自立支援および家族介護者への支援

①経済的な自立支援

- ◆国民年金(障害基礎年金)、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、重度心身障害者等医療費助成制度、心身障害者扶養共済制度等の年金・手当等の給付の促進を図るとともに、制度の周知・広報に努めます。
- ◆生活福祉資金貸付制度、その他の優遇制度(NHK受信料減免や交通機関運賃割引制度、税制上の優遇措置等)の利用促進及び制度の周知・広報に努めます。

②家族介護者への支援

- ◆障がい者を介護する家族等を支援するため、障害者総合支援法に基づく短期入所を充実し、身体的・精神的な負担軽減を支援します。
- ◆介護者の心身の負担の軽減を図るため、サービスの利用促進を図るとともに、障がい者の相談窓口において、家族、支援者の相談に応じる体制の構築に努めます。

3 相談・情報提供

【基本的考え方】

障がい者が住み慣れた地域で豊かでゆとりある生活を送るためには、相談や情報提供等の体制を図り、必要とするサービスを的確に利用できるように支援することが求められています。

サービスを必要とする障がい者や家族が、保健・医療・障害福祉サービスについて、気軽に相談でき、迅速にサービスを受けられるよう、相談支援の充実を図ります。

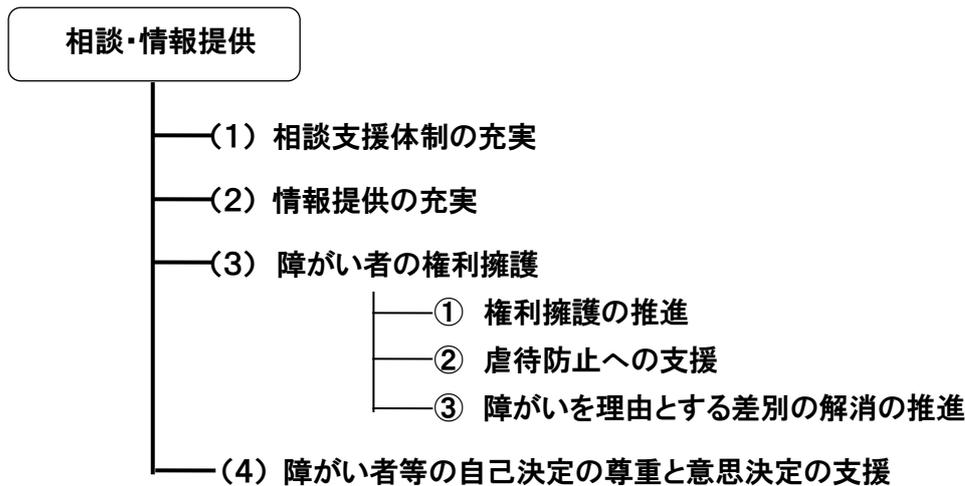
また、徳之島地区地域自立支援協議会[※]を中心として様々な機関が連携し、利用者の多様なニーズに対応していくための地域の相談支援ネットワークづくりの強化に努めます。

制度やサービスの内容等の十分な周知が必要とされることから、障がい特性に対応した情報の

提供を積極的に推進するとともに、情報機器の変化に対応したコミュニケーション手段の確保に努めます。

さらに、虐待等の人権侵害にあうことなく、地域で安心して生活していくために、成年後見人制度等を推進するとともに、障がい者自身やその家族等の高齢化が進むことから、権利擁護の機能強化を図ります。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)相談支援体制の充実

- ◆障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する一次的相談窓口機能、保健・医療・障がい福祉その他の各般にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。
- ◆徳之島地区地域自立支援協議会において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの各分野が協働し、生活支援ネットワークを充実させます。
- ◆相談に対して適切かつ的確に対応するため、県等の研修を積極的に活用し、職員の知識及び技術の向上に努めます。
- ◆身体障害者相談員及び知的障害者相談員の人材配置や活用に努めます。
- ◆保護者や支援者のニーズに応じた柔軟な対応ができるよう、療育に関する総合的な相談体制の充実をめざします。
- ◆子どもの発達に不安を持つ保護者の相談に応じるとともに、支援に携わる方へ助言を行っていきます。
- ◆障がい者の自立した生活を支え、問題解決や適切なサービスを利用できるよう相談支援体制を充実させ、地域移行及び地域定着を図ります。
- ◆相談支援体制に関して、徳之島圏域の検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討をしていきます。

- ◆地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ります。

(2)情報提供の充実

- ◆啓発広報にあたっては、障がい者福祉に関する特集を定期的に掲載するなど、町広報誌のより一層の活用を図ります。
- ◆ガイドブック作成、また広報及びホームページの活用により障がい福祉に関する情報提供の充実を図ります。
- ◆制度を必要とする障がい者に情報が周知されるよう、サービスの紹介・相談等に努めます。また、視覚・聴覚障がい者に対する的確な情報提供に努めます。
- ◆点訳・朗読・手話等各種奉仕員の養成・派遣、手話通訳者の配置、点字広報等の発行、字幕入ビデオカセットライブラリーの貸出等のサービスを充実し、視覚・聴覚障がい者等に対する的確な情報提供に努めます。
- ◆聴覚・言語障がい者に対する生活不安の軽減を図るため、手話バッジを地域の障がい者、住民等に周知するとともに、窓口業務への普及・活用に努めます。
- ◆情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用する障がい者や福祉関係者も増えていることから、情報提供にインターネットの活用等も進めます。

(3)障がい者の権利擁護

①権利擁護の推進

- ◆障がい等により判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理などを支援する成年後見人制度等について、その周知・啓発に努めます。
- ◆障がい者の消費者としての利益が守られるよう、情報提供の適切な方法、その他必要な施策について検討します。

②虐待防止への支援

- ◆障害者虐待防止法に基づき、「障害者虐待防止センター」における相談支援体制の充実を図ります。
- ◆障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する指導を行い障がい者の権利擁護を行います。

③障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◆障害者差別解消法に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に努めます。

(4)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ◆共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス、その他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービス提供体制の整備を図ります。

第2 自立と社会参加の促進

1 雇用・就労

【基本的考え方】

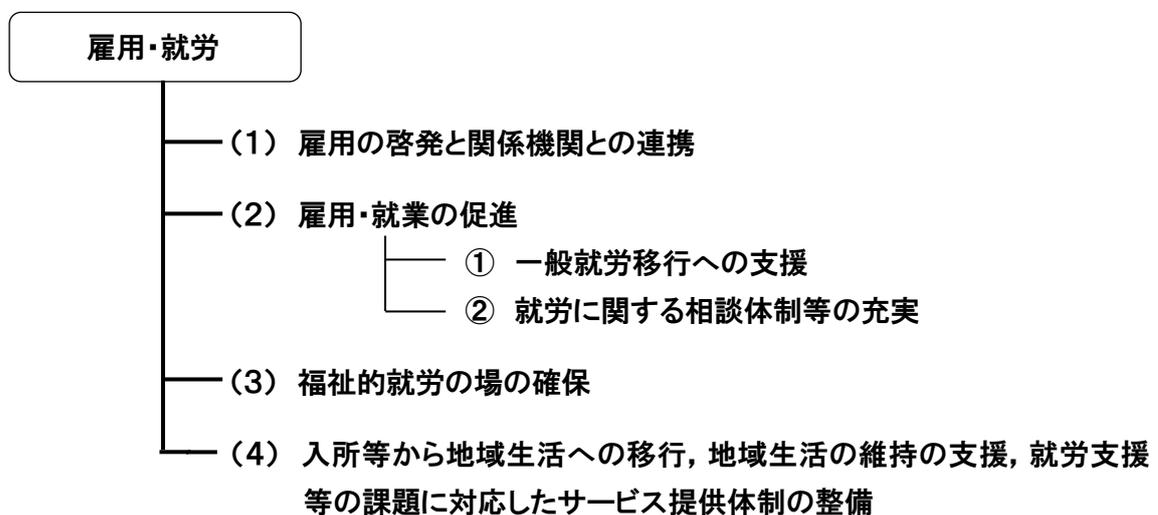
障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細やかな支援が求められています。

障がい者の就労については、雇用の場が限られており、また障がいの理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

今後も引き続き、障がい者の雇用・就業対策については、障がい者が可能な限り一般雇用につくことができるよう、障がい者の特性に応じたきめ細やかな対策を総合的に講ずることを基本として、その雇用・就業の場の確保にむけて、積極的に施策を推進します。

障がい者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であることから、障がい者の雇用促進についての一層の啓発広報に努めるとともに、各種雇用援護制度の活用や障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制の充実及び職業訓練等の充実に努めます。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)雇用の啓発と関係機関との連携

- ◆障がい者の就業機会の確保を図るため、関係機関と協力しながら、事業主に対し、障がい者の雇用促進を図る啓発・広報活動を行います。

(2)雇用・就業の促進

①一般就労移行への支援

- ◆障がい者の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の促進等の支援の充実を図り、障がい者の就労促進に取り組みます。
- ◆就職を希望する障がい者に対し、ハローワークへの取り次ぎを行います。
- ◆雇用機会の拡大のために、商工会等をはじめとする関係団体への働きかけを行います。
- ◆ハローワーク等が実施する障がい者の特別相談、巡回職業相談に積極的な協力と参加促進を図ります。
- ◆職場での障がい者に対する理解促進に努め、障がい者に配慮した適切な就労の場の確保に努めます。

②就労に関する相談体制等の充実

- ◆障がい者の日常生活の相談・支援を行う相談窓口において、就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。
- ◆障がい者の特性に応じたきめ細やかな相談等を行うとともに、職業能力開発に必要な支援、援助を行い、障がい者の雇用の促進を図ります。

(3)福祉的就労の場の確保

- ◆障がい者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるように、福祉的就労の場である福祉施設での訓練(就労移行支援、就労継続支援)を推進します。
- ◆障害者優先調達推進法に基づく本町の指針に基づき、福祉的就労施設の経営安定を支援します。

(4)入所等から地域生活への移行、地域生活の維持の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ◆障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応しサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス*の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2 社会参加

【基本的考え方】

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、障がいのある人もない人もともに、楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

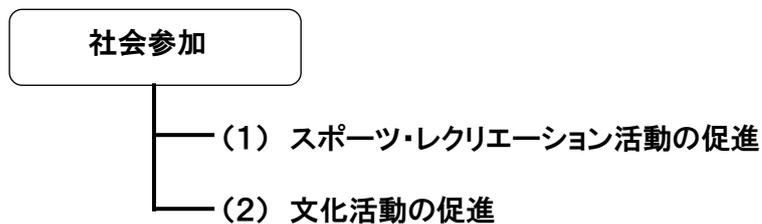
これまで、障がい者がスポーツ・レクリエーション、文化活動により、生きがい・交流・教養を高める事業等を行ってきました。

このような活動には、すべての人が参加できるような環境づくりが重要な条件であり、特に重度の障がいや重複した障がいのある人にとっては、参加しやすい環境づくりが欠かせません。

また、スポーツやレクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの程度にあったプログラムや専門的な指導者の確保が必要となっています。

今後は、各団体による福祉体験や交流事業、生涯学習やスポーツ活動などの事業を充実させ、障がいの程度にかかわらず、障がいのある人もない人も、気軽に活動に参加できるような環境づくりの推進が必要です。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ◆障がい者のスポーツの振興と障がい者に対する理解と認識を深めることなどを目的に開催される各種スポーツ大会への参加を支援します。
- ◆より多くの人に参加できるように内容の充実を図るとともに、ボランティアやスタッフの育成を目的とした研修など、人材の育成・確保に努めます。
- ◆県のスポーツ大会や地区の各障がい者スポーツ大会を通じ、障がい者の体力増強、交流、余暇活動等の普及を図ります。
- ◆レクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティアや障がい者団体と連携しながら、必要な支援を行います。

(2) 文化活動の促進

- ◆優れた文化に触れ合う機会や障がい者も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行うとともに、積極的な参加を呼び掛けます。
- ◆生涯学習の観点から、障がい者が利用しやすい各種講座や教室の充実を図ります。
- ◆障がい者や障がい者団体が行う文化芸術活動の支援と活動成果の周知に努めます。
- ◆障がい者の自主的なサークル活動を支援することにより、余暇活動の普及に努めます。
- ◆重度の視覚障がい者等の社会参加を促進するために、外出時の介助を行う移動支援事業を実施しています。

第3 人にやさしい地域社会づくり

1 教育・育成

【基本的考え方】

障がいや発達に心配りが必要な子どもたちに対して、できるだけ早期に、特に、乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

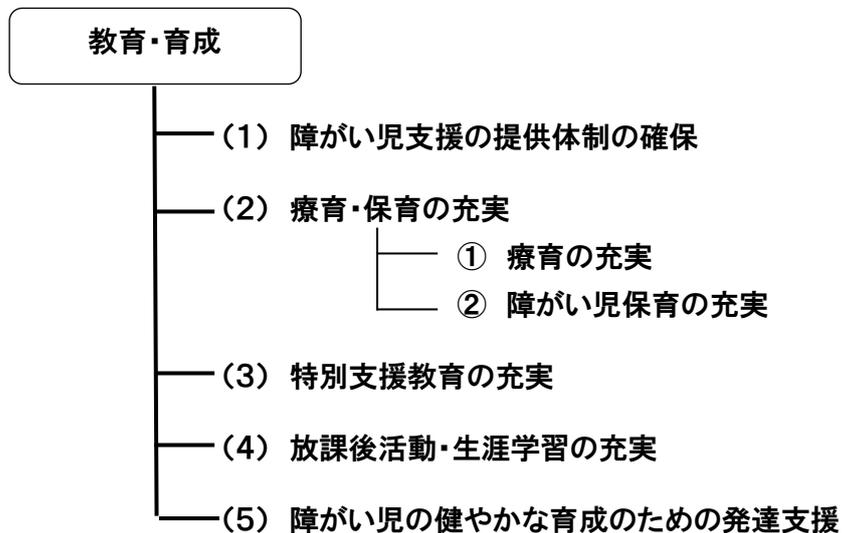
障がい児療育の充実には、障がいの早期発見と障がいの状態に応じた適切な療育を実施する体制の整備が重要です。

町立小・中学校または高校(大島特別支援学校(旧:大島養護学校徳之島分教室)等)では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が適切に行われるよう、障がい児に専門的指導を行う特別支援学級をはじめ、適切な学習の場の提供及び支援を行っています。

今後は、特別支援学級に適正な人材の配置と適正就学が行われるような施策を推進するとともに発達障害についても、対応できる教職員の確保や指導方法等の充実を図る必要があります。

さらには、障がい児の成長の各段階において、一人ひとりの障がいの特性等に応じて最も適切な教育・育成の場を確保するという基本的な視野に立ち、そのために必要な諸条件の整備や将来における進路決定等、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等各関係機関が十分連携して、教育・育成施策の効果的な実施を図れるよう努めます。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)障がい児支援の提供体制の確保

- ◆児童発達支援センターの整備に努め、地域支援機能による地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。
- ◆保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携に関しては、障害児通所施設の実施に当たって学校の空き教室の活用等実施形態の検討や、難聴児支援に当たって児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等を活用した難聴児支援のための体制確保に努めます。
- ◆特別な支援が必要な障がい児の支援に当たって、その人数やニーズ、支援体制の現状の把握に努めます。
- ◆重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭環境等を十分にふまえた支援や家族のニーズの把握の努め、ニーズの多様性に応じた支援を協議会等を活用して役割分担の検討に努めます。また、医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの設置に努め、具体的な役割を検討します。

(2)療育・保育の充実

①療育の充実

- ◆乳幼児健康診査の充実を図り障がいの早期発見から、すみやかに療育へ移行できる体制の整備に努めます。また、発達に支援が必要な子どもに対して、集団遊びを通じた支援や個別相談を行います。
- ◆療育を必要とする子どもが、適切な時期に個々の発達に応じたきめ細やかな療育を受けられるように努めます。
- ◆保健・医療・障がい福祉・保育・教育との連携を図り、切れ目のない支援を目指します。

②障がい児保育の充実

- ◆障がい児の受け入れを促進するとともに、個々の子どもの障がいに応じた保育がなされるように個別の相談・指導を充実させていきます。
- ◆保育施設等の障がい児保育に関する研修などを通じて、保育施設等における障がい児保育の充実に努めます。また、身近な環境で支援が受けられるように町内保育施設では、加配職員を配置するとともに、支援専門員・保健師が保育施設を巡回し、特別な支援を必要とする子どもの発達促進を支援します。
- ◆保育施設等において、一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭や子育て支援センター等との連携を密にした障がい児保育を実施します。
- ◆障がい児一人ひとりの状況に応じた就学を進めるため、本人、保護者の意向を最大限に尊重しながら適切な就学相談体制の整備に努めます。

(3)特別支援教育の充実

- ◆特別支援学級担当教職員等の指導力の向上と学習指導の改善・充実に資するため、特別支援学級担当教職員等を対象とする研修等の充実に努めます。
- ◆障がい児の社会経験を豊かにするとともに、これらの子どもたちに対する正しい理解と認識を深めるため、障がい児が小・中・高校の児童生徒や地域の人々と活動をともにし、ふれあう機会を積極的に設けるなど交流教育の充実に努めます。
- ◆障がい児一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実に図ります。
- ◆一人ひとりの教育的な課題を踏まえた個別の指導計画等の編成と指導方法の工夫に努めます。
- ◆軽度発達障がい児を含めたすべての障がい児に対して、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を行うため、特別支援教育への円滑な移行を図ります。
- ◆発達障害に対応した、指導・支援体制の充実に取り組み、教職員等の理解を深めるとともに、指導方法等に関する研修を充実させます。
- ◆障がいの有無にかかわらず、できる限り地域の学校で学べるように、教育施設のバリアフリー^{*}化などの必要な支援・環境整備に取り組みます。

(4)放課後活動・生涯学習の充実

- ◆障がい児が健やかで生きがいのある生活を送られるよう、教育・文化環境の整備により、学習機会の充実(学級・講座等の開設)を図り、次代を担う人づくりとともに個性豊かな地域文化が育まれるよう生涯学習の充実に努めます。
- ◆放課後等デイサービス事業所の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。
- ◆障がい児が、放課後や長期休業中の活動の場として利用できるように、学童保育での受け入れに努めます。
- ◆障がい児が参加しやすいような講座を開設するなど、学習の場の確保に努めます。

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

- ◆障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から障害児通所支援及び障害児相談支援を行い、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実に図ります。
- ◆障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

2 地域共生社会の実現に向けた取組

【基本的考え方】

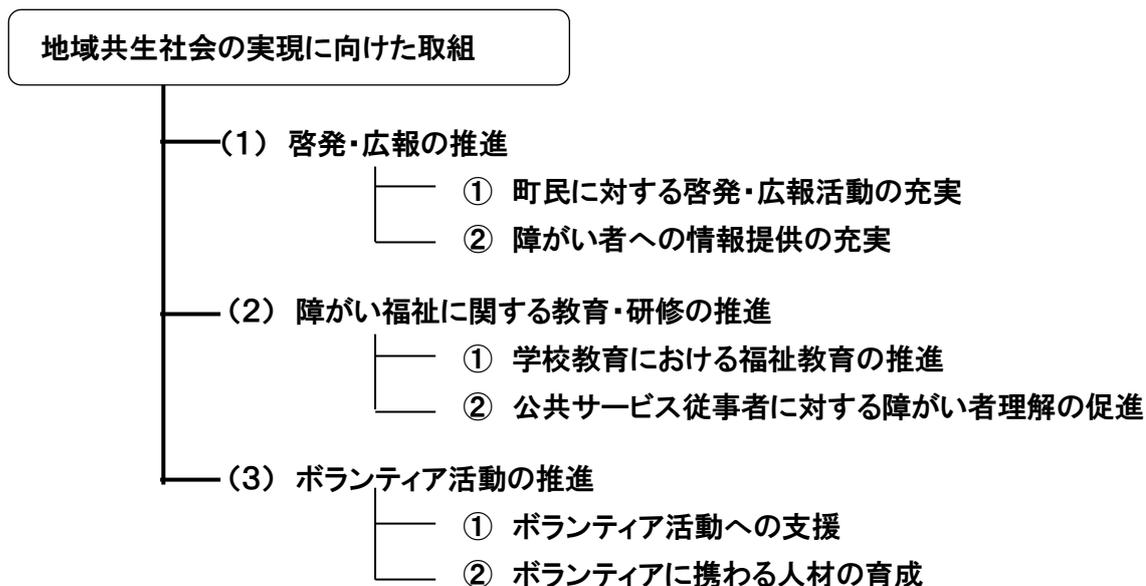
障がい者を含む全ての人々にとってノーマライゼーションの理念の下、住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、すべての町民が、障がいや疾病、当事者が抱える問題等についての理解を深めてもらう必要があります。町民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて取り組みます。また、町民が主体的にまちづくりに取り組むための仕組みを作ります。

本町においてはこれまで、広報誌等の配付、啓発用パンフレット等の活用、リーフレットの作成等で啓発広報活動を推進していましたが、今後は、実態調査の結果を踏まえ、社会教育・学校教育における福祉教育の推進、企業等への障がい者について正しい理解と認識を普及させるための呼びかけ、広報誌の利用促進や「障がい者の日」等における啓発活動、ボランティア活動の推進等を行い、障がい者の差別や偏見等に対する理解を一層深めていく必要があります。

障がい者が住み慣れた地域で充実した生活を送るためには、保健・医療・障害福祉サービスなど公的なサービスの充実だけでなく、地域住民がお互いに支え合っていくことが求められています。したがって、NPO法人やボランティア団体に情報提供を行うとともに、ボランティア活動の充実を図るため、活動団体の育成支援、町民との協働方法を構築する等の条件整備に努め、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

また、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関係分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に勤めます。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)啓発・広報の推進

①町民に対する啓発・広報活動の充実

- ◆町広報誌等の発行を通じ、最新の障がい福祉をはじめとする各種情報を提供するとともに、障がい者への理解の促進を図るなど、啓発・広報を充実します。
- ◆インターネットは情報の入手手段の重要なツールのひとつであることから、情報提供手段として町ホームページの活用を図ります。
- ◆障がい者への理解を深めるため、町内で開催される各種イベント等を通じて啓発事業を推進します。
- ◆各種福祉制度のより一層の周知を図るため、わかりやすい「福祉ガイド」等を作成し、窓口を始め町民の利用する施設等に備えます。
- ◆身体障害、知的障害、精神障害、発達障害について、町民の一層の理解を深めるため、地域、関係機関や団体と連携した講演会や講座等を開催します。

②障がい者への情報提供の充実

- ◆障がいの種類や程度に応じた資料等の作成を図るなど、障がい者に対する情報提供を積極的に行います。
- ◆町からの一方的な情報提供だけでは、必要な支援はできないため、広く情報の受発信ができる体制を整え、また、情報の質を高めるよう、指導、助言などを行います。

(2)福祉に関する教育・研修の推進

①学校教育における福祉教育の推進

- ◆小・中学校において、子どもの発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育や障がい者との交流教育、ボランティア教育の推進を図ります。
- ◆福祉への理解と関心を高めるために、地域や障がい者団体・施設などと連携した福祉教育を促進します。
- ◆障がい児とのふれあいの場を増やすため、障がい児と地域住民との交流事業を促進します。

②公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進

- ◆障がいの特性を理解し、障がい者に対する適切な対応をより充実するため、職員や民生委員・児童委員等を対象とした障がい福祉に関する研修会を積極的に実施します。
- ◆職員研修において、障がい福祉に関する研修の場を確保するとともに、福祉担当部門の職員の資質向上を図ります。

(3)ボランティア活動の推進

①ボランティア活動への支援

- ◆社会福祉協議会等の関係機関と連携し、学校教育・社会教育を始め、生涯学習の場にお

いても、町民のボランティア活動等に対する理解を深め、障がい者自身もボランティア活動等に参加できるよう、その活動を支援します。

- ◆社会福祉協議会のボランティアセンターにより、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修会の開催、町民活動団体への支援等を実施します。
- ◆障がい者の自立支援活動を展開している町内のNPO法人やボランティア団体との協働を進めます。
- ◆各種障がい者団体やボランティア団体などと連携して障がいのある人のニーズの把握に努め、障がい者施策への反映に努めます。

②ボランティアに携わる人材の育成

- ◆地域で活動する人材の発掘・育成に努め、NPO法人やボランティア活動の育成に努めます。
- ◆訪問活動・相談・付き添い・点訳・手話・要約筆記などのボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。
- ◆ボランティア活動団体の組織化を推進するとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制の整備を検討するなど、ボランティア活動の活性化に努めます。

3 生活環境

【基本的考え方】

障がい者をはじめとする全ての人々が尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。

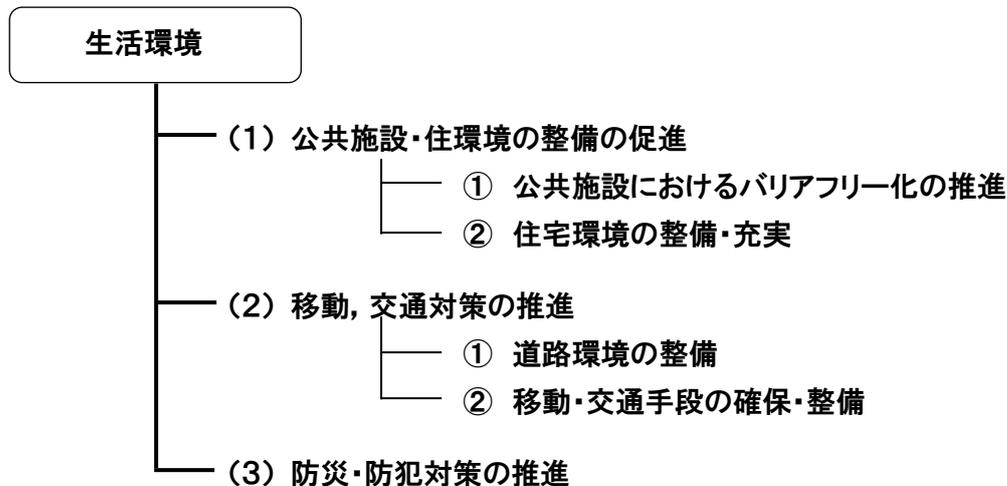
本町の公共施設や公共交通機関の障がい者への配慮はまだ十分とはいえない状況にあります。これまで、公共施設については、バリアフリー化を段階的に進めるとともに、住宅改造費補助事業や日常生活用具給付事業等で障がい者における生活支援に努めてきました。

今後も、全ての人々が、生きがいを持って生活することができるユニバーサルデザインの普及とそれに基づくまちづくりの推進を図るとともに、各補助事業等の周知に努める必要があります。

災害に弱い立場にある障がい者や高齢者などの要配慮者(独居・ねたきりの障がい者や高齢者、難病患者等)に対し、災害発生のおそれがあるときに避難させることは、誰もが安心して暮らせる地域づくりにとって極めて重要な課題です。

また、障がい者が犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策の推進を行っていく必要があります。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1) 公共施設・住環境の整備の促進

① 公共施設におけるバリアフリー化の推進

- ◆障がい者を含めた多くの人々が利用する町の公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。
- ◆公共施設及び公共公益施設の身障者用トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進するとともに、障がい者用駐車場の確保に努めます。
- ◆公園については、障がい者用のトイレ、スロープ、車止めなど、障がい者に配慮した付帯施設の整備、改修を推進します。

② 住宅環境の整備・充実

- ◆公営住宅の新設・改造にあたっては、バリアフリーの導入により、高齢者や障がい者に配慮した公営住宅の整備を推進していくとともに、障がい者の優先入居措置等を行い、障がい者の住宅確保対策に努めます。
- ◆個人住宅の整備については、生活福祉資金貸付制度の周知・活用を図るとともに、障がい者向け住宅の整備・改造に対する情報提供や援助・助言に努めます。
- ◆住宅の改修に対する理解の促進を図り、障がい者に配慮した構造や仕様への改修を促進するとともに、ユニバーサルデザインの考えの普及を図ります。
- ◆障がい者が生活しやすい住まいづくりを支援するため、住宅改造などに関する相談対応に努めます。

(2)移動, 交通対策の推進

①道路環境の整備

- ◆歩道と車道の分離, 歩行空間の確保, 道路拡幅, 交差点における歩道と車道の段差解消など, バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。
- ◆交通安全の普及・啓発活動として, 交通安全運動を実施し, 交通事故による障がいの発生の抑制に努めます。

②移動・交通手段の確保・整備

- ◆障がい者の外出を支援するため, 介護給付による行動援護, 同行援護及び地域生活支援事業による移動支援事業を実施し, 障がい者の外出を支援します。
- ◆障がい者の移動支援を進めるため, 公共交通機関のバリアフリー化に努めます。

(3)防災・防犯対策の推進

- ◆障がい者やその家族, 入所施設等に対し, 普段から防災に関する情報を提供し, 災害時の行動規範や防災意識の高揚を図ります。
- ◆防災体制については, 水害・土砂災害の発生に備えて, ハザードマップの作成・公表を推進するとともに, 警戒避難体制の強化を図ります。
- ◆高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境を確保するため, 緊急時に迅速な対応が取れるよう, 地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携した防災ネットワークを確立します。
- ◆高齢者や障がい者等に十分に配慮した地域防災体制の見直しを図り, 関係機関の防災訓練の実施等に努めます。
- ◆民生委員・児童委員や警察等の連携を図ることで, 障がい者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。

Ⅲ 伊仙町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1 サービス提供における基本的方針

【国の基本的理念】

障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障がい福祉計画等を作成することが必要である。

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方】

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、国の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- ① 必要とされる訪問系サービスの保障
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)の充実を図り、必要な訪問系サービスの保障を図ります。
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、障害児通所支援、短期入所)および地域活動支援センターの保障を図ります。
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
地域における居住の場であるグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業などの推進により、地域で安心して暮らせるよう地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
就労移行支援事業・就労定着支援事業などの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)をはじめとする依存症対策については、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。

【相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がい者等に対する支援
- ④ 協議会の活性化

【障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

第2 令和8年度の数値目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

障がい者の入所施設の入所者のうち、令和8年度末までに、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する人の数値目標を設定します。

目標の設定にあたっては、国の指針に基づき、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【成果目標】

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数(A)	17人	令和5年3月31日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	16人	令和8年度末時点の利用人員
【目標】地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標】削減見込(A-B)	1人	令和8年度末時点の削減見込数

◇令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から、6%以上地域生活へ移行する。

◇施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する。

2 地域生活支援拠点等の機能の充実

障がい者・児が地域で安心して暮らしていけるよう、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して担う体制等の整備の推進が求められます。

令和8年度末までに、地域生活支援のための拠点等を徳之島三町で1つ整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

- 相談(地域移行、親元からの自立など)
- 体験の機会・場(一人暮らし、グループホームなど)
- 緊急時の受け入れ・対応(ショートステイの利便性、対応力向上など)
- 専門性(人材の確保・養成、連携など)
- 地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置など)
- 強度行動障害を有する者への支援体制の充実(支援ニーズの把握・支援体制の整備)

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を利用して一般就労に移行する人や就労定着支援事業を利用した人の職場定着率について目標値を設定します。

【成果目標】

就労移行支援事業等における一般就労への就労移行率

事業所	令和3年度末実績	目標数値	目標年度
全体	0人	3人	令和8年度
就労移行支援事業	0人	1人	令和8年度
就労継続支援事業 A 型	0人	1人	令和8年度
就労継続支援事業 B 型	0人	1人	令和8年度

◇令和3年度の就労移行支援事業等における移行実績の1.28倍以上を基本とする。

◇就労移行支援事業は、令和3年度末から1.31倍以上を目指す。

◇就労継続支援事業 A 型は、令和3年度末から概ね1.29倍以上を目指す。

◇就労継続支援事業 B 型は、令和3年度末から概ね1.28倍以上を目指す。

就労定着支援事業の利用者数

項目	令和3年度末実績	目標数値	目標年度
就労定着支援事業の利用者数	1人	2人	令和8年度

◇令和3年度の利用者数の1.41倍以上の増加を目指す。

就労移行支援事業所・就労定着支援事業所の確保

国の方針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とするとなっている。

島内において令和5年度末時点に対応する事業所がない状況であるため、令和8年度末までに徳之島三町に、就労移行支援事業・就労定着支援事業を実施する事業所を確保するよう努めます。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法の改正と平成30年度からの施行に伴い、障害児通所支援等の提供体制の整備や、円滑な実施確保のため、障がい児福祉計画の作成が義務付けられました。障がい児の健やかな育成のための発達支援の観点から、以下の成果目標が求められています。

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問の充実

令和3年度において徳之島三町に一箇所設置済み。保育所等訪問支援等を活用しながら令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

徳之島三町の事業所において受入れ体制は構築済み。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、徳之島三町で保健、医療、障がい福祉、保育、教育関係者による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を目指します。

5 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、徳之島三町において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、基幹相談支援センターの設置を目指します。

また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議の場を設けます。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を目指します。

第3 指定障害福祉サービス見込量の設定(障害福祉サービス・地域生活支援事業)

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスについては、「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分類され、各サービスについては、下記の表のとおり位置します。

障害福祉サービスの見込量の算出にあたっては、次の項目に留意し、サービス提供事業所や障がい者団体との協議・ヒアリング調査結果などから想定されるニーズや供給体制の確保、制度改正による再編・移管される事業の円滑な実施も考慮した見込量として算出しました。

- ① 地域生活を支える訪問系・日中系サービスの確保
- ② 地域生活の拠点である居住系のサービスの確保
- ③ 必要なサービスを提供するための計画相談支援の充実
- ④ 制度改正により再編・移管される事業の円滑な実施
- ⑤ 地域での障がい児支援の強化のための障害児通所支援などの実施

障害福祉サービスの分類

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護 給付	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	行動援護 重度障害者等 包括支援	生活介護 療養介護
		短期入所 (ショートステイ) 障害児通所支援	施設入所支援
訓練等 給付		自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労選択支援 就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援(A型・B型)	共同生活援助 (グループホーム) 自立生活援助
<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> その他サービス </div> 相談支援(計画相談支援, 地域移行支援, 地域定着支援)			

(1) 訪問系サービス

【サービス内容】

① 居宅介護

居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに生活等に関する相談や助言を行います。

障害支援区分1以上(障がい児においてはこれに相当する程度)の人が対象です。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。

障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人が対象です。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。

身体介護を伴わない場合は障害支援区分の認定は必要ありませんが、身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上など一定の要件に該当する人が対象です。

④ 行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。

障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人が対象です。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
障害支援区分6(障がい児においてはこれに相当する程度)の人が対象です。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年 11月実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月 人/月	601 37	660 40	689 41	718 42
重度訪問介護	時間/月 人/月	114 1	130 1	130 1	130 1
同行援護	時間/月 人/月	66 5	70 5	75 6	80 7
行動援護	時間/月 人/月	0 0	0 0	0 0	0 0
重度障害者等 包括支援	時間/月 人/月	0 0	0 0	0 0	0 0

※時間/月は、一月あたりの合計時間の月平均値 ※人/月は、一月あたりの実利用者数の月平均値

【見込量確保のための方策】

居宅介護等(居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護及び重度障害者等包括支援)については、在宅の障がい者の地域生活を支援する訪問系のサービスです。地域における障がい特性の多様化, 障がいの重度化, 障がい者の高齢化に伴い, 増加が見込まれます。必要とする人へのサービス提供事業者や相談支援事業者と連携して, 訪問系サービスを実施していきます。

(2) 日中活動系サービス

【サービス内容】

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。

常時介護が必要な人で、障害支援区分3(50歳以上の人は区分2)以上の人が対象です。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練) ※自立訓練は内容によって対象者が変わります。

自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練の対象者は、(1)入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、(2)特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人等です。

生活訓練(日中)の対象者は、(1)入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、(2)特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上

等の支援が必要な人等です。

生活訓練(夜間)対象者は、自立訓練(生活訓練・日中)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援が必要な人等です。

③ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

対象者は、新たに就労継続支援または就労移行支援を利用する意向がある人、既に就労継続支援または就労移行支援を利用しており、支給決定の更新の意向がある人です。

④ 就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

対象者は、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる人(65歳未満)です。

⑤ 就労継続支援(A型・B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とB型の2種類があります。

A型 適切な支援により雇用契約に基づき就労する方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。対象者は、適切な支援をすることにより、雇用契約等に基づき、継続的に就労することが可能な人(65歳未満)です。

B型 通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。対象者は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上、維持が期待される人で、具体的には、(1)就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人、(2)就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人、(3) (1)・(2)に該当しない人で、50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給者等です。

⑥ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を行います。

対象者は、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人です。

⑦ 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。

対象者は、(1)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人、(2)筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の人です。

⑧ 短期入所(ショートステイ)

居宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害支援区分1以上(障がい児においてはこれに相当する程度)の人が対象です。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年 11月実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月 人/月	755 42	792 48	539 49	550 50
自立訓練(機能訓練)	人日/月 人/月	0 0	0 0	0 0	0 0
自立訓練(生活訓練)	人日/月 人/月	0 0	0 0	0 0	0 0
就労選択支援	人/月	-	-	0	1
就労移行支援	人日/月 人/月	0 0	0 0	0 0	23 1
就労継続支援(A型)	人日/月 人/月	28 2	30 2	40 3	50 4
就労継続支援(B型)	人日/月 人/月	412 29	465 31	480 32	495 33
就労定着支援	人/月	1	1	2	2
療養介護	人/月	4	5	5	5
短期入所(福祉型)	人日/月 人/月	62 5	49 7	63 9	70 10
短期入所(医療型)	人日/月 人/月	0 0	0 0	0 0	0 0

※人日/月は、一月あたりの合計日数の月平均値 ※人/月は、一月あたりの実利用者数の月平均値

【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスは、入所及び通所施設で昼間の活動を支援するサービスです。介護や支援を必要とする障がい者へのサービス提供ができるよう、サービス実施事業者と連携して日中活動系サービスを実施します。

(3)居住系サービス

【サービス内容】

① 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助等から一人暮らしを希望する障がい者に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談がある場合は随時の対応を行います。

対象者は、「障害者支援施設等」に入所していた人、一人暮らしの人、家族同居でも家族等が障がい・疾病等のため居宅で自立した日常生活を営む支援が見込めない実質一人暮らしの人です。

② 共同生活援助(グループホーム)

共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。障害支援区分にかかわらず障がい者が対象です。

③ 施設入所支援

入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

対象者は、(1)生活介護を受けていて障害支援区分4(50歳以上は区分3)以上の人、(2)自律訓練か就労移行支援を受けていて入所しながらの訓練等実施が必要かつ効果的な人等です。

④ 地域生活支援拠点等

生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、主な機能として「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門性」、「地域の体制づくり」、「強度行動障害を有する者への支援体制の充実」の6つがあります。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年 11月実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1
共同生活援助 (重度障がい者)	人/月 (人/月)	15 (0)	17 (0)	18 (1)	19 (1)
施設入所支援	人/月	17	17	16	16
地域生活支援拠点等	箇所数	0	0	0	1
	実施回数	0	0	0	1

※人/月は、一月あたりの実利用者数の月平均値

【見込量確保のための方策】

令和8年度末までに強度高度障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備に努めます。共同生活援助を実施している事業者への支援を行っていくとともに、共同生活援助を実

施する意向がある事業者の把握に努め、体制整備に努めます。

施設入所支援については、地域移行者や施設入所待機者の動向を踏まえながらサービス量確保に努めます。

地域生活支援拠点等については、徳之島三町の状況を勘案しながら令和8年度末までの設置を目指し、コーディネーターを1人以上配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえた運用状況について検証及び検討をまいります。

(4)相談支援

【サービス内容】

① 計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者・児に対し、自立した生活を支え、障がい者・児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかなケアマネジメントを行います。

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が地域へ移行する場合、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年 11月現在	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	123	125	127	129
地域移行支援	人/年	0	0	0	1
地域定着支援	人/年	0	0	0	1

【見込量確保のための方策】

相談支援事業所、サービス提供事業所や医療機関などの関係機関との連携を強化し、相談支援体制を整備していきます。

2 障がい児支援に関するサービス

【サービス内容】

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

③ 保育所等訪問支援

障がい児が通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

(2) 障害児入所支援(福祉型・医療型) (県にて実施)

障がい児に対し、保護または日常生活の指導、知識技能及び治療の付与を行います。

(3) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するにあたって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況を検証します。

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する各種支援の調整を行うコーディネーターの配置については、研修等への参加を促し、コーディネーター確保に務めます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年 11月現在	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月 人/月	80 13	90 15	102 17	114 19
放課後等デイサービス	人日/月 人/月	203 26	243 27	252 28	261 29
保育所等訪問支援	人日/月 人/月	31 25	32 27	35 29	37 31
居宅訪問型児童発達支援	人日/月 人/月	0 0	0 0	0 0	0 0
障害児相談支援	人/月	51	55	59	63
コーディネーターの配置人数	配置人員	0	0	0	1

※人日/月は、一月あたりの合計日数の月平均値 ※人/月は、一月あたりの実利用者数の月平均値

【見込量確保のための方策】

療育のニーズは高く、サービス量の増加が見込まれます。サービスの質の確保にも留意しサービス量を確保していきます。

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障がい児の受入れの体制整備の構築を目指します。

【サービス見込量】

種別	ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)	定量的な目標(見込み)(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	1	1	1	1
認定こども園	3	1	2	3
放課後等児童健全育成事業	5	4	4	4

3 発達障がい者等に対する支援

【サービス内容】

① ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等

発達障がい児と保護者の関わり方や、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたペアレントプログラム*やペアレントトレーニング*等の支援プログラムの受講, 実施等を促進します。

② ペアレントメンターの養成

発達障がい児を育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝える等の活動を行うペアレントメンター養成研修への参加を促進します。

③ ピアサポートの活動

発達障がい児を持つ保護者や本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動への参加を促進します。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年 11月現在	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム	受講者数 (保護者/人)	0	1	1	2
	実施者数 (支援者/人)	0	1	1	2
ペアレントメンターの人数	人	0	1	2	4
ピアサポートの活動への 参加人数	人	1	2	3	4

【見込量の確保のための方策】

鹿児島県等と連携して取組を進めるとともに、子育て支援課等の発達相談や親子支援教室等を通して、保護者への案内を行い、制度周知と参加促進を図ります。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、保健、医療、障がい福祉、関係者による協議の場を令和8年度末までに、徳之島三町で設置を目指します。また、精神障がい者に対し、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自律訓練(生活訓練)のサービスを提供し、精神障がい者が地域生活を送るために必要な支援を行います。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年 11月実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	7	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	11	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	1	2	3
精神障がい者の地域移行支援	人	0	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助	人	7	8	9	10
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	人	0	0	0	0

【見込量の確保のための方策】

より充実した支援体制が構築できるよう、関係機関と連携を図りながら協議の場を開催します。精神障がい者への支援に関しては、関係機関への研修等を行うなど、精神障がい者の地域生活を支援できる体制の確保に努めます。

5 相談支援体制の充実・強化

徳之島三町において、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置を目指し、障がいの種別や各種ニーズに対応できるよう、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくり体制の強化を行います。

【見込量】

項目	単位	令和5年 11月実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	個所数	0	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	1	1	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	0	1	1	2
主任相談支援専門員の配置数	人	0	1	1	2
協議会の専門部会	設置数	4	4	4	4
	実施回数	24	30	30	34
協議会における事例検討実施回数	回	2	3	3	4

【見込量確保のための方策】

自立支援協議会定例会におけるセミナーや他分野の相談機関の相談員との対応困難事例検討会等を定期的に実施し、地域サービス基盤の開発・改善を実施します。また、専門的な指導・助言を担う主任相談支援専門員の研修等への受講を促進します。

6 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組み

① 障害福祉サービス等に関わる各種研修の活用

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進するため、都道府県等が実施する障害福祉サービス等に関わる研修等へ職員が参加して、知識と技能の向上を図ります。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所等と共有することにより、適切なサービスの提供体制を構築し、質の向上を図ります。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年 11月実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	0	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	0	1	1	1

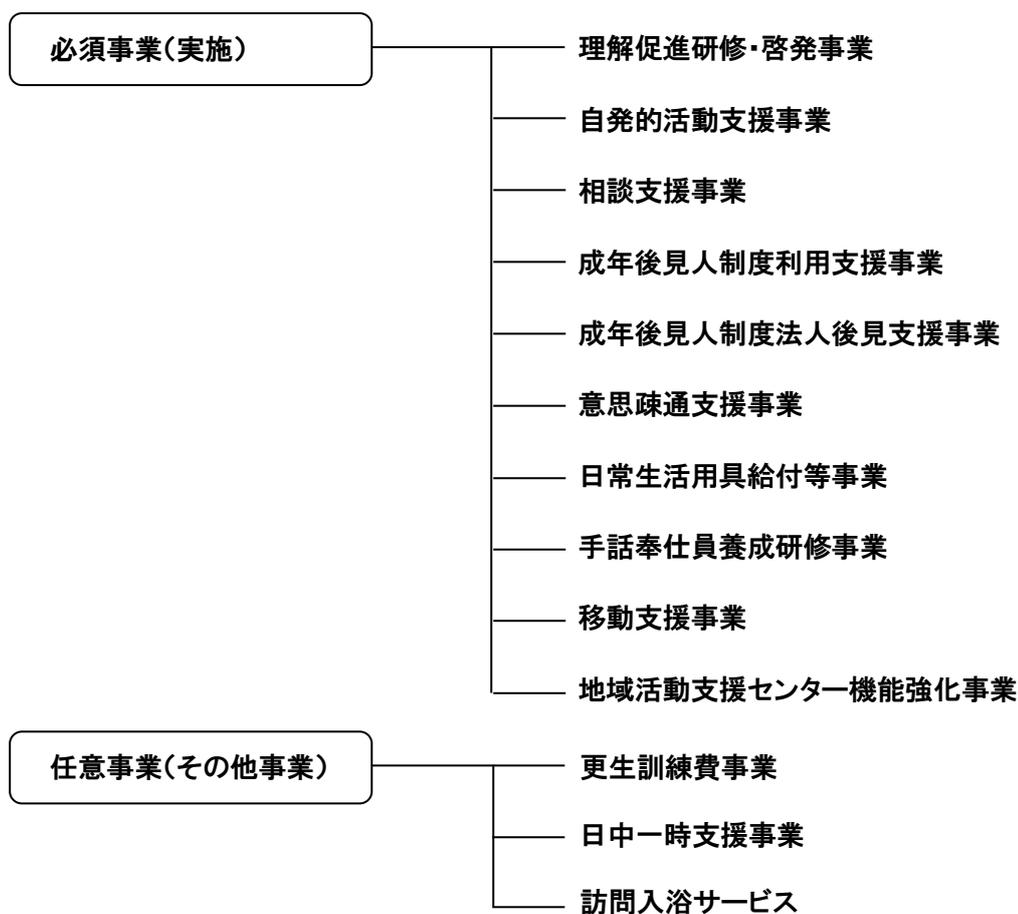
【見込量確保のための方策】

毎年度、都道府県等が実施する障がい福祉に関する研修等へ、障害福祉サービス等支給決定等担当職員が参加し、知識と技能の習得に努めます。

7 地域生活支援事業

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業があります。地域生活支援事業は、10 の必須事業とその他の任意事業があり、本町では以下の事業を実施します。事業内容及び見込量は次の通りです。

サービスや事業の見込量については、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の近年の増加率や、サービスや事業の利用者の増加傾向等を勘案し、障害者総合支援法の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度について算出します。



(ア)理解促進研修・啓発事業

日常生活や社会生活上の「社会的障壁」をなくし、共生社会の実現を図るために、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

研修・啓発の場として各種講演会・イベント等の開催や徳之島地区地域自立支援協議会での地域との交流事業などに取り組んでいきます。

(イ)自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現を図るため、地域の自発的な取組を支援します。

共生社会の実現に向けて、障がい者等やその家族、地域住民等多くの方が関わることができるように支援をしていきます。

(ウ)相談支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族等からの相談に応じ、情報提供や助言、必要な援助等を町内の相談支援事業所で実施します。

また、相談支援事業者に対する専門的な指導や人材育成の支援等にも取り組む等、相談支援機能の強化を図ります。

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援等を実施し、地域生活を支援します。

【見込量】

サービス種別	令和5年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター機能強化事業	未実施	実施	実施	実施
住居入居等支援事業	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策】

地域移行や基幹相談支援センターの整備を推進し、多様化・複雑化する相談に対応できるよう、相談支援機能の充実を図っていきます。

(エ)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用である知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。制度の周知・啓発を行い、関係機関と連携を取りながら、障がい者の権利擁護が図られるよう、制度の利用支援を実施していきます。

(オ)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、後見人との連携を含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る体制を構築できるよう検討します。

(カ)意思疎通支援事業

障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の派遣等を行い意思疎通の支援をします。

手話通訳や要約筆記の人材を育成し、町登録通訳者を確保するとともに、手話通訳や要約筆記の派遣等の制度の周知に取り組んでいきます。

(キ)日常生活用具給付等事業

障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	4	5	6
自立生活支援用具	件/年	6	7	8	9
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	3	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	4	5	6
排泄管理支援用具	件/年	285	286	287	289
住宅改修費(居宅生活動作補助用具)	件/年	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行っていきます。制度や用具の周知に努め、制度利用の充実が図られるよう、また、個々の障がい者の生活状況や生活環境に配慮して、必要に応じて、適宜、対象範囲や対象品目を拡充するなど、事業を推進していきます。

(ク)手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

委託による講習会等の養成事業を実施し、手話奉仕員を養成します。手話奉仕員としての活動の場や活用の方法等については、聴覚障がい者の方や手話通訳者の意見等も伺いながら検討していきます。

(ケ)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等の地域での自立生活や社会参加を促すことを目的として外出のための支援を行います。

【サービス見込量】

種別	単位	令和5年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	25	26	27	28
延利用時間数	時間/年	2,385	2,395	2,405	2,415

【見込量確保のための方策】

サービスの提供体制を維持していくため、必要に応じてガイドラインの見直しを行い、事業者と連携を図ります。

(コ)地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障がい者等の地域生活支援の促進のため、創作的活動または生産活動、社会との交流活動の機会を提供します。

必要な支援のニーズを把握し、地域活動支援センターの確保に務めます。

(サ)その他の事業 任意事業

①更生訓練費事業

【サービス内容】

施設で社会参加のための訓練を受けている方に、訓練を効果的に受けることができるように、訓練のための文房具・参考書等の購入費用を支給します。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費事業	人/月	0	1	1	1

②日中一時支援事業

【サービス内容】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	2	2	3	4

③訪問入浴サービス

【サービス内容】

身体障がい者に対し、介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の支援を行い、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を支援する事業です。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人	2	3	3	4

IV 計画の推進体制

1 計画の周知

この計画を町民にお知らせし、障がい者への正しい理解を普及しながら、「障がいのある人もない人も共に生きる島づくり」に向けて、障がい者の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等さまざまな関係機関の連携により推進しなければなりません。こうしたことから地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がい者のライフステージに応じた支援を行い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

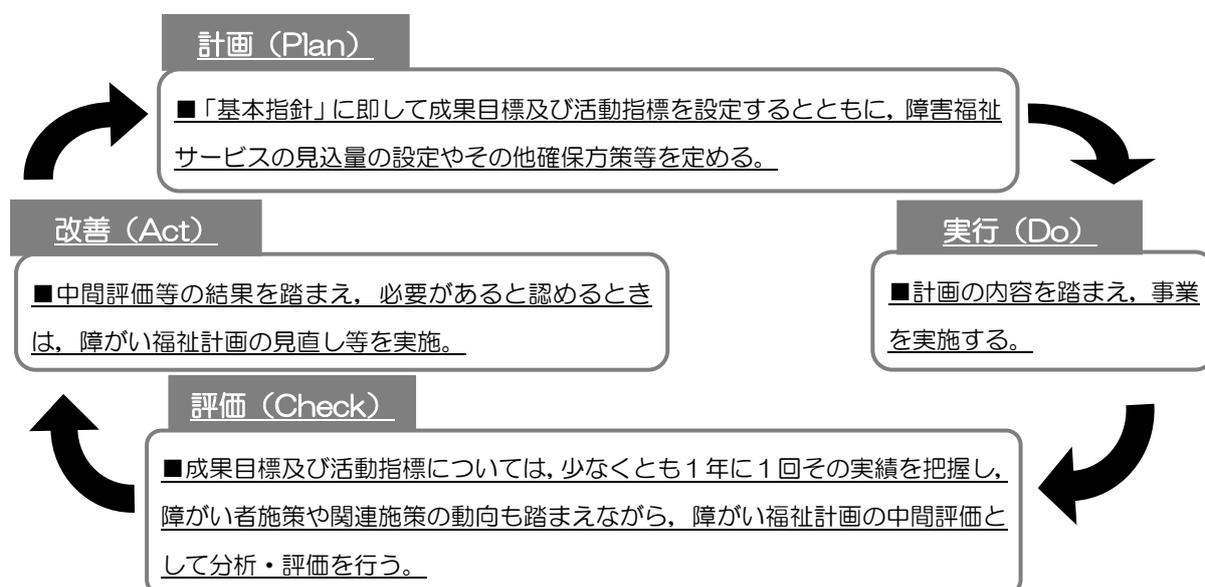
3 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障害福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進を行います。

また、国や県などの動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

4 計画の評価・検討

計画策定後は、各年度において、施策の取り組み状況、サービス見込み量等の達成状況を徳之島地区地域自立支援協議会において PDCA サイクルを導入した点検、評価を行います。点検、評価の結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。



V 資料編

1 策定委員会設置要綱

伊仙町障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく伊仙町障がい者計画, 及び障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づく伊仙町障がい福祉計画, 並びに児童福祉法(昭和22年第164号)第33条第20項に基づく障がい児福祉計画(以下「計画」という。)を策定する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は, 次のとおりとする。

- 2 計画を策定するための基本事項の検証及び総合的調整に関すること。
- 3 計画案の策定に関すること。
- 4 その他, 計画策定にあたって必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は, 15名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は, 障害者施策に関し見識を有する者のうちから, 町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は, 3年間とする。ただし, 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は, 委員の互選による。
- 3 委員長は, 策定委員会の会務を総括し, 策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故あるとき, 又は委員長がかけた時は, その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は, 必要に応じて委員長が招集する。

(部会)

第7条 策定委員会は, 必要に応じ部会を設置することが出来る。

- 2 部会は、委員長が指名する委員によって構成する。
- 3 部会には、部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会は、委員長の承諾を得て部会長が招集し、議長となる。
- 5 部会の結果は、委員長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことが出来る。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和5年8月25日から施行する。

2 用語解説

あ行

◆NPO

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。

◆インフォーマルサービス

公的なサービス以外のサービスのことで、家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアなどが行う援助活動のこと。

◆インクルージョン

直訳すると「包括」「一体性」「抱合」という意味です。障がい者を同じ社会のなかで支え、個性を尊重するとともに多様性を活かすこと。また、その環境を整備すること。

か行

◆学習障害(LD)

Learning Disabilities の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があるとされるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害の障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

◆グループホーム

障害福祉サービスの一つで「共同生活援助」の別称です。障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。平成26年4月より共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。

◆権利擁護

自分の意思を十分伝えることが難しい障がい者にかわって、援助者などが代理となって、その人が権利を主張したり、必要としていることを伝えるための支援を行うことです。

◆高機能自閉症(HA)

High-Functioning Autism の略。3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

◆高次脳機能障害

脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障がい起きた状態をいい、外見からはわかりにくい障がいです。

さ行

◆障害者自立支援法

障がいの地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などの障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた障害福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成18年に施行された法律。

◆障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

応益負担を原則とする旧障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法律として、法律の理念・目的が変更となったが、旧障害者自立支援法での法文や骨格は変わらず、平成25年4月より部分施行が始まる。主な改正点として、障がい者(児)の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障がいがある方々が障害福祉サービス等の対象となったこと、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施されました。

◆自立支援医療

平成18年4月から、これまでの障がいに関わる公費負担医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)が、障害者自立支援法により自立支援医療制度として統合されました。

た行

◆地域活動支援センター

障がい者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設のこと。

◆地域自立支援協議会

障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議などを行う機関のこと。

◆注意欠陥多動性障害(ADHD)

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

◆特別支援学校

心身に障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校・聾学校・養護学校は統合されて特別支援学校となりました。

な行

◆ノーマライゼーション

障がい者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿(ノーマルな姿)であるという考え方。

は行

◆発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など、比較的低年齢で発症する脳機能障害です。言語発達の遅れやコミュニケーション障害などを伴うことがありますが、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障害(LD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)など、能力やその程度は非常にさまざまです。

◆バリアフリー

バリアフリーとは、障がい者や高齢者等の日常生活や社会生活を困難にしているすべての障壁(バリア)を取り除くことです。物理的バリアフリー, 社会的バリアフリー, 心理的バリアフリー, 情報バリアフリーなどがあります。

◆プレママ

プレママとは、「プレ」は直訳すると「～以前の」となります。「ママ(になる)以前」, つまり「妊婦」を指します。

◆ペアレントトレーニング

保護者等を対象に, 環境調整や子どもへの前向きな働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び, 相互のかかわり方や心理的なストレスの改善, 子どもの適切な行動を促進し, 不適切な行動の改善を目指す家族支援です。

◆ペアレントプログラム

「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という, 3つの目標に向けて取り組むことを目的とした簡易的なプログラムです。

や行

◆ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し, 障がいの有無や年齢・性別・文化・言語・能力などの違いにかかわらず, 誰もが簡単・快適に利用することができる施設・製品・情報のデザインのことで。障壁(バリア)を除くバリアフリーデザインをさらに発展させ, はじめからすべての人が共用できるように考えて設計されたデザインのことを指します。

◆要約筆記

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するために, その場で話の内容を要約し, 文字で伝える筆記通訳です。ノートやホワイトボードなどに手書きしたり, パソコンなどを使用してスクリーンに映して行います。

ら行

◆ライフステージ

人間の一生にとって節目となる出来事, 出生・入学・卒業・就職・結婚・出産・子育て・退職などによって区分される生活環境の段階のことを言います。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分されます。

◆リハビリテーション

障がいや事故, 病気などの後遺症のある人が, 身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで, 自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のことです。

◆療育

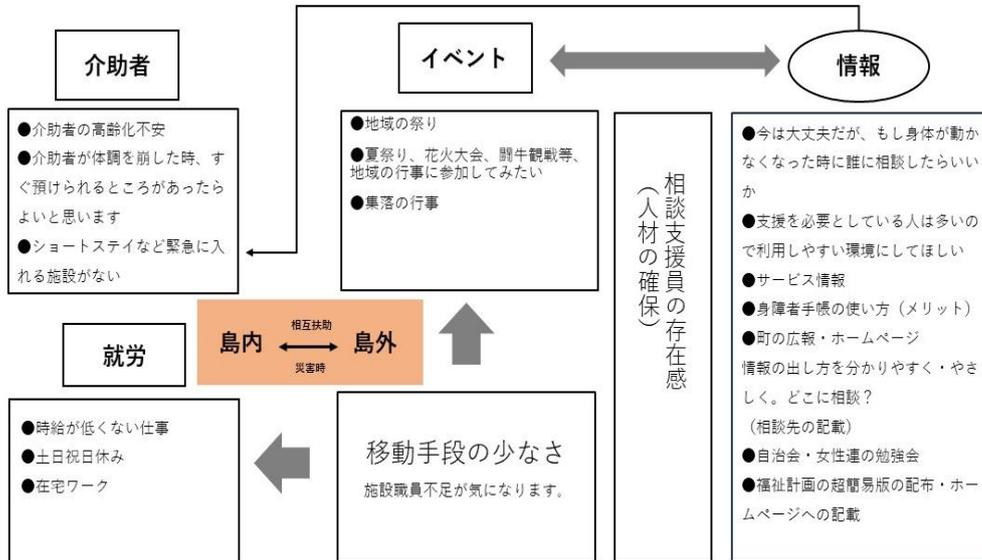
障がい児が社会的に自立することを目的として行われる医療や保育のこと。

障がいをもちつつ成長する子どもをいろいろな面から支える, 総体的な取組みのこともあります。

徳之島地区3町合同障がい福祉計画ワークショップ(第2回徳之島町障がい福祉計画策定委員会)
グループ別課題共有シート

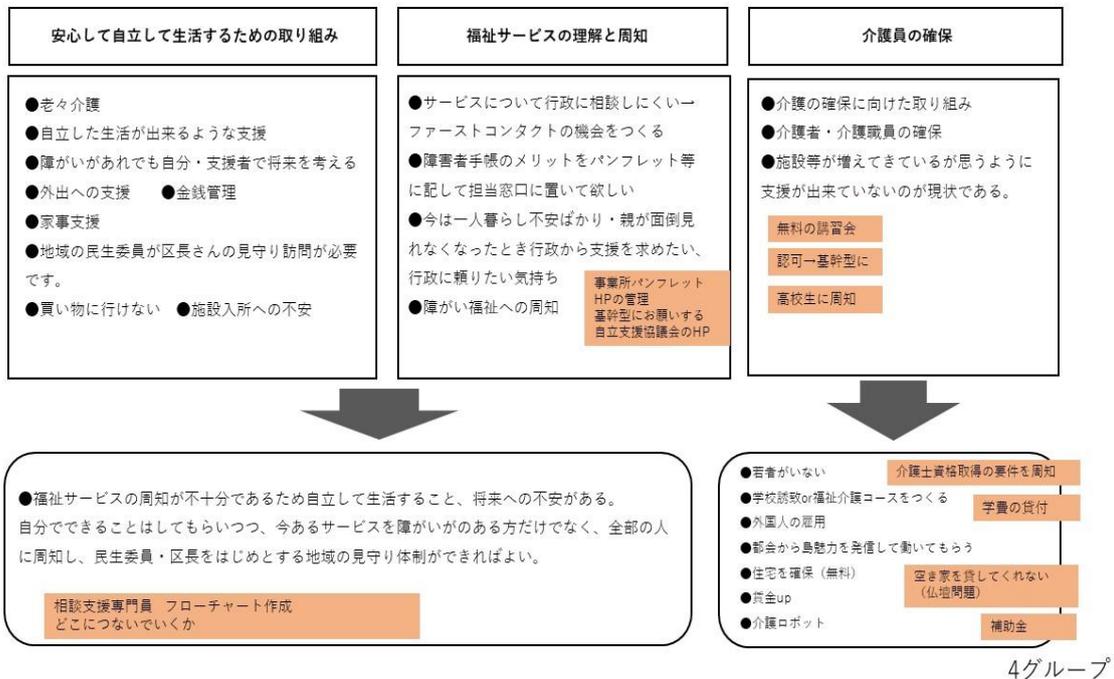
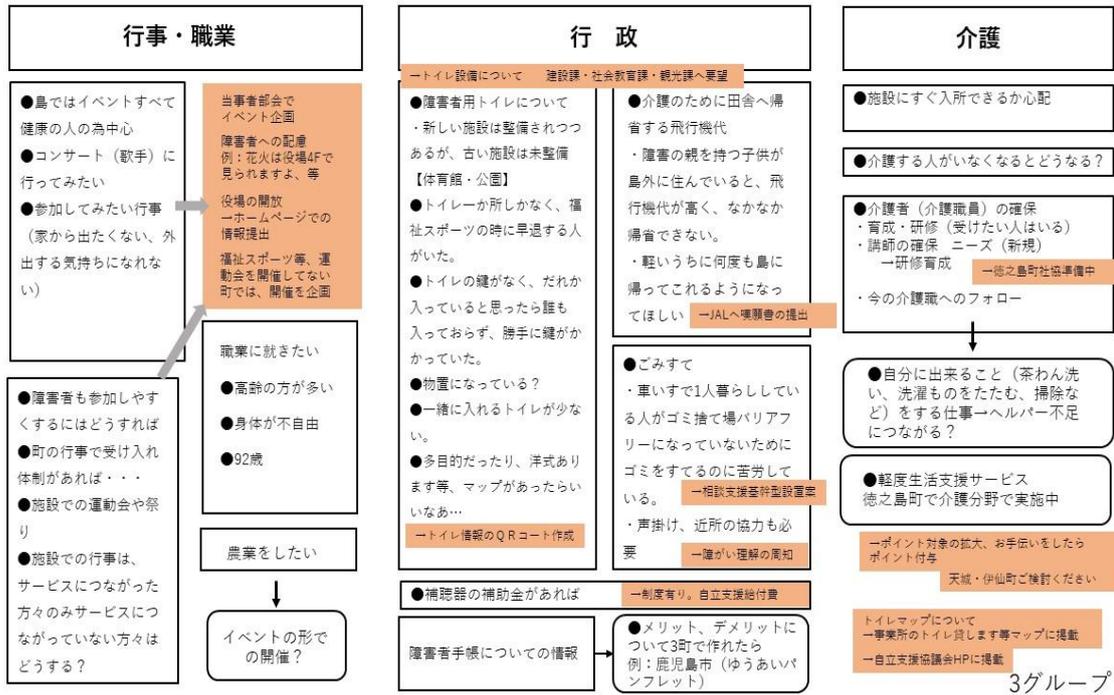
令和5年12月26日

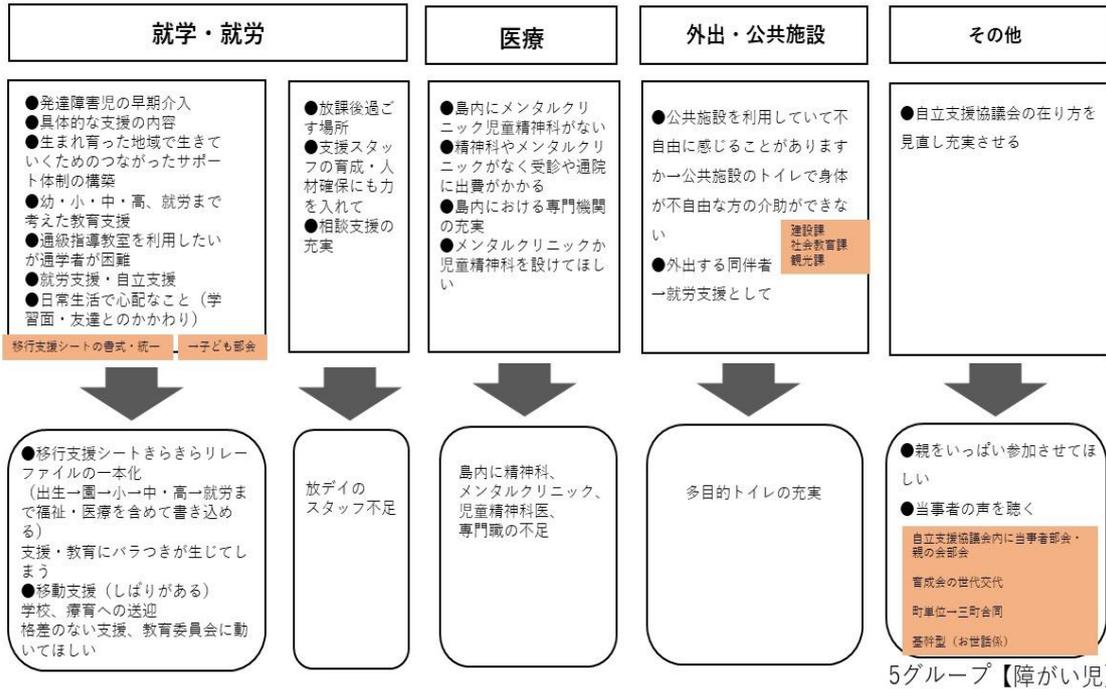
※オレンジの付箋は令和6年1月15日作業部会での解決案



行政で対応していただきたい課題	介助者の高齢化・人材不足	就労・経済 受け入れ体制
<ul style="list-style-type: none"> ●島ではイベント全て健康の人のための中心になっている。 ●乗合バス等に車いすバスでの乗り継ぎ不便 ●台風などの避難場所に困る。トイレに行けない。 HPでの記載 ●共同の中で排泄できない→HPに入院した。 ●地域で取り組んでいるサービスについて具体的なことがわからないので(こんな時、こんなサービスが受けられるなど) 50% ●行政と機関は質問に答えるだけ。 ●その他のことは教えてくれない。町民の小さい意見も吸い上げて対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護職員が高齢化 ●色んな話を聞かせてくれる相手が欲しい ●ゴミ捨て 買い物 ●介護者不足のため人材確保に向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ●特に多かった回答は高齢や障害を理由に就労はできない ●経済的支援が一番
<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信を!! 速報に。 ●避難所のトイレについて。福祉避難所について検討 ●施設、整備を整えるために、もっと予算を増やして取り組む(声を大にしていく) ●イベントの障害者用の席の確保 ●移動 徳之島全体でバス・タクシー・行政利用者などで必要性を話し合う。できることが見つかるかも? ●島内のバスに車椅子乗車も検討乗り継ぎ便利に ●自治体DXの推進、デジタル化 オンライン、意見、提案、希望、システム ●なめらかな情報伝達システム デジディム ●シェアライド 個人車の利用の推進(相乗のサービス) 	<ul style="list-style-type: none"> ●資格を取得する為、補助を出し、取得後は島に帰りに就ける制度を考えて欲しい ●戦争避難民受け入れて就労させる ●介護職の賃金が高くなれば仕事する人が増えるのでは <p>在宅ワークの可能性 野菜カット専門等 調理員不足を補えないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域通貨、地域経済、ポイント制度、ふるさと納税 ●人材バンク、ネットワーク化 ●地域福祉システム NPO+行政 ●寄付金の一部を投入する(人権週間の奨励) ●短時間や在宅でも働ける内容の仕事の支援 ●島民出身者 住所を島(故郷)におく手続きをする ●作業の分業化 個別でできる部分を仕事としていく体制

2グループ





5グループ【障がい児】

3 事業所一覧

	事業所名/提供サービス	所在地/電話番号
伊 仙 町	伊仙町 社会福祉協議会	891-8201 伊仙町伊仙2293-1
	居宅介護	同行援護
	相談支援	0997-86-4194
	ライフサポート結和	891-8114 伊仙町面縄2025-1
	居宅介護	0997-86-2500
	相談支援事業所 ゆいまーる	891-8114 伊仙町面縄2025-1
	行動援護	相談支援
	0997-86-2500	
	多機能事業所 ワンチーム	891-8201 伊仙町伊仙3331-3
	生活介護	就労継続支援B型
	0997-86-2333	
	相談支援事業所 つなぐ	891-8201 伊仙町伊仙3331-3
	相談支援	0997-86-2333
	有限会社ふれあい 障害者居宅介護事業所	891-8329 伊仙町小島175番地
	居宅介護	重度訪問介護
	0997-86-9512	
	奄美ブルー・スカイ	891-8201 伊仙町伊仙1393-1
	就労継続支援B型	0997-86-2012
	相談支援事業所 ブレイクスルー	891-8201 伊仙町伊仙2696番地13
	相談支援	0997-86-4832
	生活介護センター ひまわりの家	891-8201 伊仙町伊仙2063番地2
	生活介護	0997-86-2508
	グループホーム はるかぜ	891-8201 伊仙町伊仙2063番地2
	短期入所	共同生活援助
	0997-86-2508	
	生活介護センター ふたば	891-8324 伊仙町糸木名387
	生活介護	0997-86-8959
	グループホーム あすなろ	891-8324 伊仙町糸木名387
	短期入所	共同生活援助
	0997-86-8959	
ハアティーケア とくのしま	891-8321 伊仙町阿三2543	
居宅介護	重度訪問介護	
同行援護	0997-81-7070	
児童発達支援事業所 放課後等デイサービス 保育所等訪問キノコにじいろクラブ	891-8201 伊仙町伊仙2638番地	
児童発達支援	放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	0997-86-2825	
グループホームふるさと	891-8115 伊仙町古里57-5	
共同生活援助	短期入所	
0997-86-2355		

	事業所名/提供サービス	所在地/電話番号
天城町	天城町 社会福祉協議会	891-7611 天城町天城462番地
	居宅介護 相談支援 重度訪問介護	0997-85-5093
	生活介護支援事業所 しえすた	891-7621 天城町兼久1503-1
	生活介護	0997-85-2808
	ヘルパーステーション・ジバング	891-7605 天城町浅間471-4
	居宅介護 重度訪問介護	0997-85-2004
	障害福祉サービス事業所 あしびな	891-7603 天城町岡前1606-2
	生活介護 就労継続支援B型	0997-85-2100
	生協ヘルパーステーションとくのしま	891-7612 天城町平土野7番地11
重度訪問介護 居宅介護	0997-85-2755	
徳之島町	徳之島町 社会福祉協議会	891-7101 徳之島町亀津7674番地
	居宅介護 相談支援 重度訪問介護	0997-83-1205
	徳之島障害者支援センター いっぱ	891-7425 徳之島町花徳1637番地
	就労継続支援B型	0997-81-6360
	ワイドあけぼの	891-7101 徳之島町亀津7531番地
	就労継続支援B型	0997-83-1258
	相談支援事業所 H a n a	891-7101 徳之島町亀津7531番地
	相談支援	0997-83-1258
	徳之島絆ファーム	891-7426 徳之島町母間8928番地
	就労継続支援B型	0997-84-0046
	合同会社 どうどう	891-7101 徳之島町亀津4967番地4
	就労継続支援B型 相談支援	0997-83-2128
	グループホーム うんばた	891-7101 徳之島町亀津5201番地1
	共同生活援助	0997-83-2840
	相談支援事業所 ここから	891-7101 徳之島町亀津4223番地7
	相談支援	0997-82-0660
	NPO法人 親子ネットワーク がじゅまるの家	891-7101 徳之島町亀津4223番地7
	地域子育て支援拠点	0997-82-0660
	児童発達支援センター 放課後等デイサービス あおぞら園	891-7101 徳之島町亀津5000番地2
	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	0997-83-1402

	事業所名/提供サービス	所在地/電話番号
徳 之 島 町	相談支援事業所 ひだまり	891-7101 徳之島町亀津4223-3
	相談支援	070-7135-3350
	相談支援事業所 わんすまいる	891-7101 徳之島町亀津7371-2
	相談支援	0997-83-0610
	ヘルパーハウスさんぼみち	891-7101 徳之島町亀津7371-2
	居宅介護	行動援護 同行援護 0997-83-0610
	放課後等デイサービス さんぼみち	891-7101 徳之島町亀津3036
	放課後等デイサービス	070-8412-9135
	多機能型事業所 すまいるらんど	891-7102 徳之島町亀津4811-34名古ハウス2号
	生活介護	0997-83-0610
	ヘルパーステーション 咲楽	891-7101 徳之島町亀津7469番地
	居宅介護	同行援護 0997-83-2661
	介護用品館 楽走	891-7101 徳之島町亀津7469番地
	行動援護	0997-83-2685
	障害者支援施設 徳州園	891-7102 徳之島町亀徳3345
	生活介護	短期入所 施設入所支援 0997-83-2266
	生活介護センター サポート	891-7102 徳之島町亀徳3345
	生活介護	0997-82-1146
	GRACE GARDEN SCHOOL	891-7102 徳之島町亀徳3345
	就労継続支援A型	0997-83-2494
	GRACE GARDEN SCHOOL	891-7102 徳之島町亀津3357番地乙
	放課後等デイサービス	0997-81-1260
	グループホーム ライフ	891-7102 徳之島町亀徳3316番地6
	短期入所	共同生活援助 0997-83-2418
株式会社With You	891-7101 徳之島町亀津982	
居宅介護	重度訪問介護 0997-81-1300	